

第九十二回 参議院農林水産委員会會議録第三号

昭和五十五年三月七日(金曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

二月十四日	三浦 八水君	補欠選任	藤川 一秋君
二月十五日	藤川 一秋君	補欠選任	三浦 八水君
二月十九日	藤川 一秋君	補欠選任	三浦 八水君
二月二十日	村田 秀三君	補欠選任	山崎 昇君
二月二十日	山崎 昇君	補欠選任	案納 勝君
二月二十二日	案納 勝君	補欠選任	山崎 昇君
二月二十七日	下田 京子君	補欠選任	小笠原貞子君
二月二十九日	小笠原貞子君	補欠選任	下田 京子君
三月四日	降矢 敬雄君	補欠選任	加藤 武徳君
三月五日	村沢 牧君	補欠選任	小山 一平君
三月六日	加藤 武徳君	補欠選任	降矢 敬雄君
三月六日	小山 一平君	補欠選任	村沢 牧君

高杉 勉忠君
河田 賢治君
出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

委員長	理事	委員																				
青井 政美君	岩上 二郎君	片山 正英君	北 修二君	川村 清一君	熊谷太三郎君	坂元 親男君	田原 武雄君	降矢 敬雄君	宮田 輝君	栗原 俊夫君	村沢 牧君	原田 立君	小笠原貞子君	下田 京子君	武藤 嘉文君	農林水產大臣	農林水產政務次官	農林水產大臣官房長	農林水產省經濟局長	農林水產省構造改善局長	農林水產省農蚕改良局長	農林水產省農蚕園芸局長

事務局側

局長	犬伏 孝治君
農林水産省畜産局長	森美 孝郎君
農林水産省食品流通局長	松本 作衛君
食糧庁長官	須藤 徹男君
林野庁長官	今村 宣夫君
水産庁長官	米澤 邦男君
水産庁次長	鮫島 泰佑君
運輸省港湾局長	竹中 護君
常任委員会専門員	渡辺 修君
行政管理局行政管理局管理官	内海 孚君
大蔵省主税局税制第一課長	堀田 俊彦君
資源エネルギー庁公益事業部業務課長	

本日の會議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(昭和五十五年度農林水産省関係の施策及び予算に関する件)

○委員長(青井政美君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二月十九日、村田秀三君が委員を辞任せられ、その補欠として山崎昇君が選任されました。
また、昨三月六日、河田賢治君及び高杉勉忠君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子君及び目黒今朝次郎君が選任されました。

○委員長(青井政美君) 農林水産政策に関する調査のうち、昭和五十五年度農林水産省関係の施策

及び予算に関する件を議題といたします。
本件につきましては、前回すでに説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 武藤農林水産大臣の所信表明演説で、八〇年代の農政のビジョンが聞かれるであろうというのを期待しておいたわけでありますけれども、率直に申し上げて、いままでと余りかわりばえのない演説であって、ちよつと期待外れになったわけであります。いま、農民や農業団体、そして私も含めて大臣に率直に聞きたいと思つてゐることは、これからの農政の長期展望と政府の基本施策についてでありますけれども、これらについては、すべて大臣の説明は農政審議会の答申待ちということと逃げておるわけです。だから、衆議院の予算委員会を見ても、さらにまた農林水産委員会を見ても、どうもその論議がすれ違つてかみ合わない。もちろん農政審議会の答申も必要でありますけれども、この農政審議会に対して原案を提案したのは農林省であり、農林大臣、あなたであるわけです。したがって、答申を待つまでもなく、あなたは八〇年代の農政のビジョンを当然持つてゐるというふうに思うんです。また、八〇年代のわが国の農業をいかに発展をさせるかという、そういう展望が明らかにされない限り、この国会で提出が予定されております農業関係の重要法案や、さらに五十五年度予算案の審議についても支障を来すことになるわけです。そこで、大臣、八〇年代の農業の展望と、その目標を達成するための課題、あるいは政府の基本政策について、もっとと活力のある明快な所信をひとつここで明らかにしてもらいたい。

と同時に、農政審議会の答申は、従来五十五年の三月末までに得るようというふうな説明が農林省当局からされていたわけでありまして、これ

も、大臣の所信表明の中では、この審議会の答申も本年半ばごろをめぐりとして答申をいたさうというようにおっしゃるわけですから、この農政審議会の審議のおくれている理由は一休何ですか。これらについてまずお聞きをします。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 八〇年代のビジョンについて、どうも所信表明でははっきり出してないではないかという御指摘でございます。大変恐縮に存じておりますが、いまお話しをいたしましたとおり、農政審議会でも議論をしております。これはまあ国会で御審議をいただくわけでございます。それで決まっちゃいますと、農政審議会はそれが必要ないということにもなりかねないわけでございます。その点、大変恐縮でございます。私どもまた国会でいろいろ先生方からいただく議論も踏まえて、農政審議会の中でいろいろ議論し合ひながら、ひとつ八〇年代のビジョンをつくり上げていきたいと、こう考えておるわけでございます。

ただ、何もないのかということでございます。これは必ずしもそうではございません。たとえば、私どもは最近の国際情勢の中で見ておると、いままで以上に食糧というものを国の安全保障という観点からより強く考えていかなきゃならない。これは私は従来の日本の農政の中で考えられていたよりも相当強くこれは考えていかなきゃならないと思っております。

これなどは私は大きな変化の一つの点ではなからうかと思っておりますが、そういう点から言つて、たとえば六十五年を見越しての長期の需給見通しというのについて、農林水産省が農政審議会でもたき台として中間報告的に出してあります数字が、先生御承知のようにあるわけでございますが、私はいま審議会に對しても、また省内でも言っておりますことは、当然こういう事態を踏まえて考えれば、あの当時つくったものとおのずからある程度違つていいのではなからうかと。そして特に、たとえば米の消費拡大であるとか、

あるいは農業の構造改善政策、その他いろいろいま新しい農業でつづいて農家の方々がやっていたりするようにしていこうということで政策を進めていく以上においては、やはり農業者の生産意欲を高めていけば、当然自給率というものは私は変わつてきていかなければならないかということを議論をいたしておりますけれども、そういうような問題は、まだここでございまして、なかなか言ひ切れないものがありますので、残念ながら今度の所信表明の中には入れてございませぬけれども、私としては、そういう政策的な手段を使つた場合の一つの長期需給見通しというものは、統計数字上から、ある程度出してきたものと、程度違つて、幅があつていいんではないかと、こういう考え方を持っております。

そういう点は、御指摘がございましたけれども、私は私なりに前向きに取り組んでおるつもりでございます。確かに農政審議会のある程度答申が出てくるまで表に出し得ないかもしれませんが、けれども、もう少しひとつその点は時間をおかし願ひますと、ある程度、将来に對してのビジョンをはつきり農民の方にもお示しをすることができるとはならないかと、こう考えておるわけでございます。

○村沢牧君 大臣、八〇年代の農政の展望について、国会の場で大臣が余りはっきりしたことを言つて、農政審議会の審議をもう拘束するということうなことになるというお話があつたんですけれども、しかし、この農政審議会の審議も大事にしなければいけませんけれども、国会の議論をまず優先すべきだと思ふに思ふんです。皆さんは農政審議会の結論が出れば、それで八〇年代の日本農業の展望であるというふうにすぐお示しになるんですか、国会の議論も得なくてなるんですか。ですから、私は皆さんの農政に對して批判ばかりするわけじゃないですよ。日本の農政をよくしたいという気持ちから少し掘り下げた議論もしてみたいというふうに思ひますし、そのことも農政審議会にもひとつ検討してもらいたいというふうに思ひますから、これからの質問について、余

り農政審議会の答申が出るまでははつきりお答えができませんということじゃなくて、もう少し突っ込んだ御答弁もいただきたいということを最初に要請をしておきます。

そこで、その前にまず一点お聞きをしておきますけれども、大臣も、非常に農政発展のために意欲を持って取り組んでおられるわけでありまして、欲をもち、ことしというか、五十五年度の政府予算案を見ますと、国の総予算に占める農林予算は八・四％、国債費を除いても九・六％というふうに、ついに農林予算が総予算の一割を割つて、率では過去最低になつたわけなんです。また、財政投融资計画の農林漁業関係の伸びは、財政総額の伸びに比べて四・一％も低くなつております。なほ、農林予算の中で水田利用再編対策費が三・三％増あるいは食糧費の六・七％増が目立つておりますけれども、これはもちろん減反強化に伴う経費であつて、新規の政策ではないわけですから、八〇年代の五十五年度予算としては、その総額に對して、中身においてどうもビジョンがない、展望がないというふうな感じがするんですけれども、これをどのように反省をされますか。

○政府委員(渡邊五郎君) 予算にかかわります数字につきましては私の方から御説明申し上げます。先生御指摘のとおり、本年度、五十五年度のたゞいま要求しております予算は、国全体の予算の比率で見ますと八・四％でございます。五十四年度が九・〇％でございますので、これより低下したことは事実でございます。

御承知のように、五十五年度予算におきましては、国債費、地方交付税が非常に大幅に増加したと、こうした要因を含んでおりまして、国債費三〇％、交付税二四％程度の増加がございまして、あわせて一般公共事業費、これは農林水産予算ではその四割が公共事業に占められておりますが、この公共事業が前年とほぼ同額というふうな影響から、相対的に比率は八・四％となつたというところでございます。仮に国債費なり地方交付税等を

除いた比率で見ますと一・七％程度になりまして、これは前年の一・八％とほぼ同程度の水準ではないかと、こういう計算はございしますが、いづれにいたしましても、五十五年度の農林水産予算につきましては、私どももいたしましては、厳しい財政事情の中で必要な農林予算は確保するというところで、農林水産省として最大限の努力を払つて必要な予算は確保し得たと思ひます。また今後ともそういうところで重点的な予算の確保を図つていきたいと、このように考えております。

○村沢牧君 五十五年度予算の内容については、後日また時間があつたら議論をいたしたいというふうに思ふのであります。

そこで、大臣の所信表明の中で、特に食糧自給度の向上を強調していることは従来よりも前向きな姿勢であると思ひます。食糧の自給度を高めることは、国民生活の安定はもちろんのこと、国の安全保障にもつながる重要な問題であることは申すまでもないわけなんです。

特に、最近アフリカ・アジア問題から発展したアメリカの対ソ穀物の禁輸措置などは、食糧が武器として、また戦略物資として使われておることを証明したことなんです。私は、食糧を戦略物資に使うということについては賛成できかねるものでありますけれども、こうした実事や、それから将来の世界の食糧事情等から見て、わが国でも食糧の自給度を高めるというものを国政の重要施策としなければならぬ。改めてこのことを再認識をし、確認をしなければならぬというふうに思ふんですけれども、その点について大臣の見解を聞きたいわけなんです。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 先生御指摘のとおりでございます。私どもも従来は、食糧が戦略物資といひますか、外交手段と申しますか、そういうものに使われるというところは好ましいことでもございませぬし、そういうことは起きないであろうと思つておりましたが、今回はからずも起きたわけでございます。また、いま御指摘のように、将来の見通しにつきましても、この間うち伝えら

れるところでは、まだ公式ではございませんが、FAOが二〇〇〇年の見通しとして、現在よりも食糧の増産を五割しなければ需給がうまくいかない、こういうことも指摘をいたしておるわけでございまして、私も従来以上にこの食糧の自給度を高めていくことを、非常に大きな国のやはり基本にかかわる問題でもございしますから、私はやっぱり日本の国全体の中の政策として一つの大きな柱にしていかなきゃならないと考えております。

○村沢牧君 従来、総理や農林大臣の所信表明なり施政方針演説を聞いておると、食糧の安定的確保ということをやまず打ち出したわけですね。今度の所信表明では食糧の自給度を高めていくということをや表面に出しておいて、そのことは大変に結構だというふうに思いますが、私も同感でありますから、ぜひそういう態度でもって農林水産政策を出してもらいたいというふうに思うんです。

この際私は、アメリカのソ連に対する制裁措置としてとった穀物の禁輸措置、それに対するわが国の対応について一言お聞きをしておきたいんです。

このことは、アメリカ政府からソビエト向けの穀物の輸出を制限をする、その一部を日本に買い取ってもらいたいということが正式に要請をされて、政府部内で検討をし、あるいは決定したものであるかどうかということ、それから、わが国がアメリカのソ連に対する禁輸穀物の一部を引き取らなければならぬ理由は何かということ、この辺についてまずお聞きします。

○国務大臣(武蔵文君) アメリカ政府から正式に日本政府に対して、アメリカが対ソの制裁措置としてとりました穀物の禁輸措置、その部分を引き取ってくだらないかという要請はございしません。ただ、新聞でも御承知をいただいておりますように、アメリカの議員団が参りましたときに、その議員の人たちから大平総理にも、何とかひとつおれのをこうやってストップしちゃったんだから引

き取ってもらいたい、こういう要請があったことは事実でございしますが、アメリカの政府から日本政府に対してそういう要請があった事実はございしません。ただ私もとしては、ですから何もこういうふうにしなきゃいけないと決めてはおきません。この間うちからいろいろ国会でも議論がなされておることにつきましては、そういうことで議員も言っておるし、もしそのうちに向こうからいろいろまた言ってくるかもしれない、そういうときに、こちらの対処の仕方だけはひとつ考えていくのではないかとということではわれわれ検討を進めておるわけでございまして、まだわれわれとしてはこういうことをしますということも決めておるわけではございません。

ただ、その検討しておる中身が時たま新聞に報道されておりますので、誤解をお与えしておる点があるかもしれませんので、ここでひとつはっきりと御説明をさせていただきますけれども、もし私も協力するとすれば、できる範囲はおのずから政府としてできることと民間でできることと、これは分けて考えていかなきゃいけないのではなからうか。政府でできることは、まあ食糧庁において小麦は毎年相当量買っているわけでございまして、ある程度の前倒しして買うことはできるんではないか。しかし、それは結局こちらの収容能力の問題であると。収容能力の問題からいけば、十万吨ぐらいいく程度であらう。

それから配合飼料供給安定機構でいま約四十万吨のトウモロコシの備蓄をいたしておりますが、昭和五十五年度の予算においてはこれを約十万吨増加をする計画を立てておるわけでございします。これを、やはりもし何だつたらそれだけはいつでも早く買えるわけでございしますから、予算さえ成立すればいつでも買えるわけでございしますから、これも十万吨は考えられるんではないか。

それから、これは外務省の予算でございしますけれども、KR援助でことし七十六億、五十五年度の予算で増額を予定をいたしております。これも

もしそれを大半を、KR援助物資の予算の増額分の大半を食糧に振り向けて考えていくならば、たとえば小麦であれば十万吨ぐらいいはこれで考えられるのではなからうかということ、政府としてはやれる範囲はせいぜい限度いっぱいやって三十万吨ぐらいいであらう。

あとは民間の問題でございまして、民間でどれくらいできるのかということ、これも私が商社の人たちを呼びまして議論をしたわけでございします。その呼んで議論しましたときに、めどはどのくらいかというような話もありまして、それはこちらとしては三十万吨しかできないんだから、あと七十万吨あなたの方がもし買うということになれば合計百万トンになるんではないかというような話をしたことはございします。

しかし、この点についても、民間で検討をしてもらっておるわけでございしますけれども、いま現在の時点では非常に消極的な意見しか出てきていないというのが現状でございします。それは商社の連中も相当先まで買い付けをしておいて、それ以上買い付けをするとなると、それはどこかにストックしていかなければいけない。そうすると、日本国内にも備蓄の設備はいまはもうなかなかないし、あるいはアメリカにおいても、ランニングストックぐらいいの程度の倉庫はあるかもしれないけれども、相当量の備蓄をするための倉庫というのはないんではなからうか、こういうような判断があるようでございまして、この点についてなかなか民間側もいまいとところ消極的な姿勢であると、こういうのが現状でございします。

○村沢牧君 いま大臣の答弁をお聞きをして、アメリカ政府から正式に要請されたものではなくて、一部の人が要請というか、話があったことであると。それに対しては日本政府の対応というのはいまわめて早いわけですね。まだ向こうの政府から要請もないうちに、もう何万吨ぐらいいはできますというように検討しておられる。それだけ早くほかの行政も全部やったらうと非常にいいわけですね。しかし、それまで検討

しておるといことは、日本の国はこれだけ受け入れますからアメリカ政府からも要請してくださいと言わなければならないことなんでしょうね。しかし、一体何の理由でそんなに早く検討して引き取らなきゃならないのか。いまお話をいたしましたような財政措置はどうするの、あるいは商社なんかの備蓄能力はどうか、あるいはそれに対する政府の危険負担はどうなるか、そこまでひとつ検討されて引き受けていくんですか、承知の上で。

○国務大臣(武蔵文君) いま御説明をさせていただきますように、現在の予算、いま御提案いたしております予算の範囲で政府ができるのはせいぜい三十万吨であらうということではございしますし、また商社の分については、私も何か予算的に措置をしてやるからということでは言っていないわけではございまして、民間ベースでできるだけこの際、どうせ日本はたくさん買っているわけでございしますから、それをより前倒しして買うということはできないのかと、こういうところから話が出たわけでございまして、私も国が補助するからおまえた買ってくれないかということでは言っておるわけではございしません。ですから、財政的な措置は何らいま現在の予算の中に盛り込まれる以上のことは私も考えていないわけではございします。

○村沢牧君 ソ連のアフガニスタンの軍事介入は、これは非難をすべきことは当然でなければいけません。しかし、わが国外交としては積極的にソ連を追いつめ、その不安感を刺激するような行動は私はとるべきでないというふうに思うんです。アメリカの政策に追随することがソ連に対してどのような影響を与えるかということも農林水産省としては配慮しなければならぬ。現にサケ・マス漁業交渉も近く始まるわけです。その他二百海里問題等のことも配慮に入れないか。そういうことを配慮に入れたアメリカのソ連に対する穀物の一部を引き取るのか。その辺はどうなんですか。

○国務大臣(武蔵文君) 私といたしましては、

今後の対ソ関係というものについても深刻に受けとめておりまして、特に漁業交渉においては、昨年の日ソ漁業委員会におきまして、ソ連側からは、こしはマスは不漁年である、サケ・マスの資源は非常に乏しいのであるというような注文もつけられておるわけでございます。そういう点からいけば、今度は相当厳しい漁業交渉になる可能性は強いという判断をいたしておるわけでございます。

ただ、これはどこまでかわかりませんけれども、この二月——いつでございましたか、二月に、ソ連から初めて、日本側からいまままで漁業に対する損害を補償しろというのを強くソ連側に申し入れておりましたのに対して、わずかに四万八千円という金額ではございますけれども、それに対しての補償の意思表示があつたわけでございます。こういう点についてはソ連側が何か前向きのような感じもございまして、非常に私もソ連の態度というのに対しては推測しかねておる状況でございます。しかし、ソ連に対して漁業交渉を控えまして慎重な態度でいかなければならぬということも当然でございます。穀物の問題についても私も私どもが率先してそういうことをやろうというわけではございませんけれども、正直政府部内の多少不統一なところがあるのかもしれないが、たとえば、この間うち外務委員会においても、相当外務省当局は前向きな姿勢でいろいろ問題を堂々とやっておるものでございまして、われわれとしては、逆にそういうことがほとんど、それだけの話が出ていってしまわれたのでは、これはかえってそれこそ大変なことにもなりますので、私もそれはそれから見れば大変数字的にも小さいものを打ち出しておるわけでございます。どうかその辺のところは御理解をいただければと思うわけでございます。

○村沢牧君 大臣、アメリカも大事だしソ連も大事ですから、その辺のことは農水省としてはぜひ慎重に配慮してやっていただきたいということを要請をしておきます。

さてそこで、食糧の自給度を高めなければならぬということも大臣は強調されたわけでありますけれども、わが国の穀物の自給率は、先進資本主義諸国の中でも御承知のとおり最低なんです。農林水産省は昨年の十一月、昭和六十五年農産物の需要と生産の長期見通し、この試算をまとめて農政審議会にいま諮問をしておるわけです。この試算を見ると、六十五年度の総合食糧の自給率は現状並みである。しかし、穀物は三〇％程度に低下するというものになっておる後退した試算ですね。

そこで、大臣、現在の食糧事情を将来の展望から見て、さきに十一月に示した農政審議会に諮問して下さいますと言ったこの試算を、さらに私は改めて見直して、そうして農政審議会で審議をしてみらうべきものではないかというふうに考えますけれども、どうでしょうか。

○國務大臣(武蔵嘉文君) 先ほどもちよつと触れましたけれども、私といたしましては、この試算よりももう少し政策目標を織り込んだ需給見通しをつくるべきでないかというのをいま議論を持ちかけておるわけでございます。それは、この国際情勢もございまして、また農民の皆方により努力をしていただく、それが実ってこなければいけないのではなからうかと、そういう点において自給率をもう少し高めていく考え方が必要ではないかと、こう思っております。ただ、いまの穀物自給率の問題は、これはぜひまた国会においてもこれから議論をしていただき、私も真剣に考えていかなきゃならない問題だと思っております。これは、この穀物自給率が低下をするというのとは、先生御承知のとおり、飼料穀物が大きな影響を与えるわけでございまして、この自給率にもございまして、ある程度畜産物の需要は高くなつていく、こういう数字が出ておるわけでございまして、畜産物がある程度多くなつてまいりますと、それに使われるえさも多くなるわけでございまして、その多くなるえさがまたいまのように全部外国からの輸入に依存する。まあ全部というわけではございませぬが、少なくとも濃厚飼料の大半を依存するということになりますと、これは結果的に自給率が下がるということになるわけでございまして、

そこできょうも御議論があるのかもしれないが、毎々えさをどうのとかいろいろ議論がなされておるわけでございまして、こういう穀物自給率の問題については、そういう濃厚飼料の原料であるトウモロコシあるいはマイロにかかわるべきものが国内で生産がされるということになれば、この穀物自給率は決してこんな数字ではなくて、もっと高くなるはずでございます。その辺をわれわれいま議論をしておる最中であるということでございます。

○村沢牧君 さきに農林水産省が農政審議会に諮問をした長期見通しについても、さらに政策的に検討を加えて見直すというか、強めていくという大臣の姿勢は私はそのまゝ受けとめて、ぜひそういうことにしてみたいというふうに思っております。

そこでこの見直しについての考え方ですが、これは単なる需要と生産の傾向を示したものでないというふうに思っております。つまり、政府の立てた見通しというものは農産物の供給計画であつて、その目標が達成できるように政策的に誘導をしていかなければならない責任があるというふうに思っております。すなわち、需要に対しては、これだけ国内供給をするのだというの枠をつくり、国内でこれだけするのだと、その他の輸入はどうなんだと、だから、輸入の問題についてもそういうふうに思ふと、した計画を立てなきゃならないというふうに思ふんですけれども、この見直しというの国の責任、単なるこういう傾向になりまして、そういうものじゃないかというふうに思ふんですけれども、それはどうなんですか。

○國務大臣(武蔵嘉文君) これはもう農業基本法にありますが、長期的な一つの指標でございまして、私もそれを十分尊重いたしまして今後の政策を立案をしていかなければならないと考えております。

○村沢牧君 この政府の示した見直しによると、米の消費量が将来減ってくるから、六十年代には八十万ヘクタールの水田の生産調整をしなければならぬ、このようにうたつてあるわけです。いままでも米の生産調整を行つて水田利用再編成対策を行つてきたけれども、これは米の減反政策、つまり米減らしを最大の政策としておつたために、率直に言つて、水田の再編成対策というのは前進をしておらない、期待をするように伸びておらないと思ふんです。

そこで今回六十年になつて八十万ヘクタールのさらに生産調整をする。八十万ヘクタールといえ、全国水田の約三割、北海道と東北六県を合わせたような水田面積にも等しいわけです。今後こんなに大きな面積について生産調整をしなければならぬとするならば、農産物の品目別に見て、長期的な展望を示す、あるいは確固たる農業再編の誘導方向を示して、本当に水田の再編になるような政策を打ち出さなければならぬわけですが、これは六十年を待たずしていまからそのことをしなければならぬのですけれども、どうでしょうか。

○國務大臣(武蔵嘉文君) 実は試算で見ておりますのは、たとえば麦でございまして、麦類で六十五年では十二万二千ヘクタール、これは五十四年の実績見込みが五万三千ヘクタールが十二万二千ヘクタールになる、二・三倍でございまして、それから大豆が五十四年の実績見込みが七万一千ヘクタールを十五万九千ヘクタール、二・二倍と見ております。それから飼料作物につきましては十二万三千ヘクタールを二十六万二千ヘクタール、二・一倍というふうな形を見ております。そういうように、一応この間の試算についても、これはまだこれからいまま申し上げましたように政策目標を私は入れていくべきだと思ひますから、ある程度変わっていくと思ひますけれども、一応この間の試算の根拠の数字はそういうものも当然

○國務大臣(武藤嘉文君) 先ほども申し上げましたように、従来とも、飼料穀物についてはどうも輸入に依存をしておるのが現状でございます。今後ともコストの面から言つて、なかなか日本ではトウモロコシなりマイロはこれをつくり得ないであらうと、いまのような輸入しているものの価格に匹敵するような形ではつくり得ないであらうと、こういう判断から、先ほどの御指摘のとおりで、穀物自給率が下がるであらうといういまの数字になつておるわけでございますけれども、そこで、

たとえばえさ米というものが飼料穀物にかわって国内で相当量できるということになれば、これはもう穀物自給率は当然上がってくるわけでございます。そういう点については大変期待をすべきものでございますけれども、いま御指摘ありましたように、まあ従来からコストの面と、それからやっぱ一応米でございまして、流通において識別——いわゆる主食用の米とどう識別をするのかと、こういう主として二つの点から、農林水産省としては消極的であったと思います。

しかし、まあ私もまだ積極的に転じたわけではございませんが、非常にあちらこちらで御熱心に研究をいただいている方もございまして、また私も農事試験場においてもこれは研究を進めておるわけでございますし、ただ、だめであるというわけではなくて、もしそれがうまくいけば、この水田をそのまま利用できるといって、また稲作技術については相当日本は進んでおり、農民もなれておるわけでございますから、もし本当に相当コストの安い、ということではまあ反収がもう物すごく多くなるということではございますけれども、そういうような品種がもしでき上がる、開発されるというようなことになれば、これは大変私は日本の国にとって望ましいことでもあると思っておるわけでございますし、ひとつ私自身が現地へ出かけていって、直接そういう御苦労いただいております農民の方、あるいは技術者の意見を十分徴しまして、そして検討する前に、まず私自身が一度私自身の判断——事務当局からだけの説明ではなくて、そういう現地で直接やっている方の説明を聞いた上で私は判断をしていきたい、こう考えておるわけでございます。

○村沢牧君 大臣が、最近野菜の生産地や市場を、現地へ出ていっている調査をしたり見聞をしていっていることは、これはある面で非常に好評を博しているのですが、えさ米についてもぜひそんなつもりで前向きに取り組んでください。それから次は、表にしても大豆にしても飼料穀

物にしても、大臣からお話があったような、知事の特認として特用作物をつくるにしても、やっぱり価格が伴わないと生産は伸びないわけなんです。米の生産者価格も決して高いものではないかもしれませんが、米の生産性が非常に伸びたということ、価格は保証されてきたからこういふことになっていくのです。ですから、米以外の作物についてもやっぱり米に匹敵するような価格政策をとらなければ、幾らこのように伸ばしても、いたいたという期待を持たつて伸びないですよ。ね。したがって、転作の重点作物、保護すべき作物あるいは必要量を確保しなければならぬ作物についての価格政策をどのように打ち立てることが大事かというのです、その点はどうでしょう。

○国務大臣(武蔵嘉文君) まあ転作をしていただくためには、当然所得において、米をつくっていただくよりも減るということではこれはお願いができません。そういう意味においては、転作奨励金というものは、やはり従来米の収益とのバランスを考えながらつくられてきたと私は承知いたしておるわけでございます。今後も見直しをするときには、その点はやはり十分考えてやっていかなければならないのではなからうかと思っておるわけでございます。

○村沢牧君 いま転作奨励金という話が出たんですけれどもね。この奨励金は、米をつくらぬというところで所有者に金を出すのですから、これは現実を見ると、ある程度これが転作物を誘導していくというよりも、むしろ水田所有者の地代化、地代のようにならなっているんですね。私はそういうことでなくて、もうちょっと価格としてやっぱ補償しなきゃいけない。そうでなければ、この転作物を生産を伸ばしていくという誘導にならないというふうに思うんですが、この奨励金と価格との関係をどういうふうに考えますか。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生から、転作奨励補助金、これはむしろ地代化しているのでは

ないかという角度のお話があったわけでございますが、転作奨励補助金につきましては、これは自分の所有地で転作する者、これは当然その人間に開くわけでございますが、それは特に地代水準とは関係がないのではないかと、かように考えられます。

それから、借入地で転作をするという方もおられるわけでございますが、その場合におきましては、土地の使用収益権者でございます借入者に転作奨励金を払うということにいたしております。そういういたしますと、その借入者が転作奨励金をもたないまま、そして別途適正な地代を貸して、これによって地代を上げようとするか、あるいは地代化しているということには必ずしもならないのではないかと、かように考えております。

○村沢牧君 奨励金として継続すべきか、あるいは価格とすべきか、これは議論の分かれるところであって、短時間でここで方向づけすることはむずかしいと思うんです。

そのことはまた後日議論をするとして、この奨励金は水田利用再編政策上不可欠の要素だと、しかし、奨励金はそのときの財政事情によってやっぱ異なってくるのもやむを得ないというふうに思うんですけれども、今後大規模な転作をしていく場合において、奨励金は今後とも継続をする、五十六年度予算においても七年度予算においてもさらに後退はさしていかぬ、国の財政事情のいかんにかかわらず続けていくという、こういう決意と自信をお持ちですか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 先ほども申し上げましたように、私どもはお米をつくっていただいております方に転作をお願いをする以上は、米のときの収入とバランスがとれるような形でやらなければ、結果的にやっただけにいかぬというわけでございます。その意味で、そういう意味において、米の収益、それとのバランスを考えながら、今後とも奨励金というものについてはやっぱ必要なる形で出していかねばならないと考えております。

ただ、私ども今度の国会にもお願いをいたしております。仮称の農用地利用増進法案というの、あるいはまたいままで農振法で進めてまいりました農用地利用増進事業もそうでございますが、どうしても土地利型型の農業においては規模の拡大を図っていただいて生産性を高めていただくということがやらないと必要であらうと考えておるわけでございます。これはやはり国民のより理解を得るためにもそれは農民にもそういう点はひとつ御協力を願いたいと思っておるわけでございます。そういう御努力は願わなやならぬと思っておりますが、いざにいたしまして、米と比べて収益が非常に落ちるような形ではこれはもう転作をお願いするわけにいきませんので、そういう点においては奨励金という制度については今後とも私は必要であると、こう考えております。

○村沢牧君 水田再編対策を進めていく限りにおいては奨励金は必要だということは承知しているんですけれども、必要な奨励金を将来にわたって確保していくんだという、その決意と自信のほどを示してください。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 奨励金が必要であるという考え方を持っている以上は、これは財政当局と折衝しなければなりませんけれども、私は必要な奨励金のトータルの額については確保するように全力を挙げると、こういうつもりでございます。

○村沢牧君 そこで、この奨励金について一つ具体的な事例でもって質問をしてお聞きをしたいんですが、水田の裏作麦の作付奨励補助金というのがありますね。この補助基準が、昨年までは五アール以上作付すれば補助の対象になったわけでありましたけれども、ことしの何か予算折衝の中において、これが三十アール以上にならなければ補助対象にならないというふうに変更されたというふうに聞いておるんです。そのために、作付をしたけれども対象にならない農家がずいぶん出てまいりまして、たとえば長野県の場合には、

補助金で三千万円も減額をしようという形になってきたんです。作付が終わってからのこの基準を変えちゃったんですね。ですから、このことに対しての不合理的を追及するとともに、本年度は、せめて本年度だけ、運用の面で何とか従来と同じような形にできないものかどうか、すべきだというふうに思っています。どうでしょうか。

○政府委員(二瓶博君) いまは水田裏作麦作付奨励補助金の支給基準の点についての御質問かと思ひます。

先生御案内のとおり、この裏作麦作付奨励補助金、これは五十一年度から交付をして現在に至っておるわけでございます。そこで、五十五年度の予算要求の段階におきましては、まだ五十四年度の個別農家の生産規模等の調査結果も出ておりません段階でございましたので、とりあえず、八月末の概算要求の段階におきましては、五アール以上という従来のラインでもって要求はいたしたわけでございます。ただ、その後この調査結果等も出てまいりましたし、それから先生御案内のように、麦作の面につきましては、五十三年度産は前年に対して作付面積三割増し、五十四年も三割増しというように伸び率でもございます。したがって、非常に麦作規模も広がっております、またそれを今後とも促進しなければならぬということもござります。そういうことの関係もございまして、むしろこの際は、この交付基準を規模拡大に資する角度から引き上げてどうかと。他面またそういう量がふえるということにおいて、物流対策なりあるいは規模拡大の関係での省力の機械施設の導入なり乾燥調製施設の導入の方が非常に重要であるというようにもございまして、予算編成時におきましては、最終的には三十アールというのに繰り上げたわけでございます。

で、問題は、その間におきまして五十五年産麦のまきつけを農家の方がやられるわけでございますが、その間の情勢といえますものにつきます。それは、それそれ麦対策のブロック会議等におきまして、そういうことになるよという情勢は十

分伝えまして、その辺は農家の方にも規模拡大するようなまきつけ方をするようにという指導もやったわけでございます。

まあそういうことで、最終的にはこれは予算折衝の結果、ただいま申し上げましたような結論になったわけでございますけれども、そもそも予算は、大体概算要求したものが必ずしも一〇〇%つくというところはこれはレアケースでございますので、むしろこういう形で交付基準の方は引き上げて規模拡大に資する、そして品質向上なり物流問題なり、そういう面の方に重点的に予算を投入したいということでも考えたわけでございます。

麦全体といたしましては、対前年比一五%増しの予算を計上しておるわけでございます。

○村沢牧君 明年度からこの基準が上がりまうという指導をしたということですが、この指導が徹底しておらないんです。徹底しておらないし、農民は知らないんです。ですから、作付をしてから基準を変えちゃったんです。将来はそういうふうにするのもやむを得ないとしても、そういう特殊事情があるもので、本年度だけは何か運用の面で配慮すべきだということに思っています。いま局長から答弁のあった内容は知っていますけれども、そういう事情があるんだから、皆さん方が一方的に変更したんだから、農家はそれを知らないし農家団体も知らなかったんだから、本年度だけは何とかすべきだというふうに思うのですけれども、それはできないんですか。

○政府委員(二瓶博君) 基準が引き上がったというところにおきまして、私たちの段階でいたしましては、この辺の情勢等につきます。は県等を通過して徹底を図ったわけですが、不十分なきらいはあったかと思ひます。

ただ、問題は、先ほども申し上げましたように、概算要求そのものというものが一〇〇%認められるというところはレアケースでもございまして、これはやむを得ないものであるというふうに思ひます。

運用面ですさらに何か考えられないかということ

でございますけれども、運用面におきましても、これはやはりこういう線で考えたものでございまして、特別の運用は考えられないと思っております。ただ、従来からもこの補助金の交付要件につきましては、特別の団地化要件というふうなものにさらには課しておるというふうなことはございせん。したがって、複数の農家が麦作経営を共同経営するとか、一農家が他の農家の麦作経営を受託して行う場合でも、交付要件を満たす、要するに三十アール以上になるというふうな場合は、当然これは奨励補助金は交付できるといふこととでございます。その辺は団地化要件というふうな特別の要件はございせんので、そういう運用はこれはできません。そのほかに特別にそういうことを考えての運用は困難かと考えます。

○村沢牧君 局長、予算折衝の中で査定をされることはあり得ることなんです。総額を査定されてもやむを得ない。しかし、従来五十一年度からやってきた基準をこれだけ変えるということですね。まさにこれは農林水産省の政策がネコの目農政と言われているようにくるくる変わっちゃうんです。農家は来年度変わるということを承知してればいいんです。それを知らない間に変わっちゃうんだからこういう形になっちゃう。これについては、運用の面で考慮することが大変にむずかしいような答弁ですけれども、各県それぞれ実情も異なりますし、具体的な問題についてはやっぱり配慮しなけりやいけないう思っています。だってこういう補助金規定がありますよと言つて決まっておるにかかわらず基準を変えちゃうんだから、一番迷惑するのは農家なんです、農業団体なんです。ですから、このことを私は認めるわけにいきませんから、さらに検討してください。

それから次は、いかにこの自給度を高めていくというのを強調しても、さっき申しましたように価格の問題、それからもう一つ大事なことは輸入の関係があるわけですね。やっぱり国内において自給度を高めていくためには、従来輸入に頼っていたものを国内で生産をしていくんだ、自給を

向上していくんだという形になってくるわけですよ。そこで、農産物の輸入に対してどういう見解を持っているのかということについて、残念ながら大臣の所信表明では触れておられない。特に六〇年代から七〇年代にかけてわが国に対する外国農産物の輸入は激増したと、八〇年代はどうかと。これは日米農産物交渉において見られますように、ことしから輸入枠の拡大がされてくる、あるいは東京ラウンドのジュネーブ議定書に基づく関税引き下げの問題もありまうけれども、これも八〇年代当初から引き下げがされてくるわけですね。そうすると、八〇年代はますます外国農産物の輸入が増加してくるのだ。いかに国内の自給度を高めるといったって、輸入が増加すれば自給度は高まりませんよ。これは八〇年代農政を展望する中において、輸入問題というものを対して基本的にどういうふうに考えているんですか。

○国務大臣(武蔵野文君) 私は、基本的には国内で生産できるものは極力国内で生産をし、どうしても国内で賄い切れないものを輸入に依存する、これが基本的な姿勢でございます。ただ、いまお話ししましたように、MTNの今度の農産物交渉においても、一部関税の引き下げが行われたものがあつたことは事実でございます。そういう点においてけしからぬではないかという御指摘かと思ひますが、これは私の承知をしておるのでは、しかし、今度の交渉におきましても、わが国の農業生産や農家の経済の安定に重大な影響を及ぼすようなものについては十分配慮をしたと承知をいたしておるわけでございます。問題のあるものについてはオフアをしながら、据え置きそのまゝにしておたりするわけでございます。またたとえば、いまして輸入の自由化になっております豚肉などにつきましても、差額関税制度が設けられておりまして、六百六十八円以上でなければ輸入ができないということになっておるわけでございます。そういう点においては私はやはりいろいろの仕組みを考えておるのではなからうかと、こう思つておるわけござ

います。

しかし、もちろん私は、農家を保護し、そして農業の自給率を高めていくということは今後も努力をしていくつもりでございますけれども、しかし、日本国民全体から理解を得るためには、農家にもやはり御努力を願わなければならぬ点があるのではなからうか、こう考えておるわけでございまして、そういう政策はいろいろとまた進めていきたいと、こう思っておるわけでございます。

○村沢牧君 八〇年代の農政の展望を論議するについては、いま答弁のあった輸入問題についてもさらに掘り下げた論議をしなければならぬし、農産物の自給率を高めていくための農業経営をだれが担当していくのか、どういふ農家が担当していくのか、こういう問題も大事だし、あるいはまた地域の農業をどういふように振興していくのか、これも課題であらうというように思うのです。しかし、これも残念ながらきょうは余り時間がありまから、これらの論議はまた後日に譲ります。

そこで、次の問題に入りますけれども、通産省、電気料金の値上げですが、電力八社が平均六四・四二%という史上最高の料金引き上げをいま申請していることに對して、政府・自民党の筋では、物価の問題や参議院選挙等も考慮して五〇%以下に抑えたいというような方針であるというところが伝えられておるわけです。われわれ日本社会党も、この電気料金について独自の試算を行い、すでに公表しておるところでありますけれども、電力会社の水増しを抑えて節約していったならば、電力八社で平均三二・五%、この程度に圧縮できるのではないかと、いうように私は主張しているんです。この基礎データについては時間がありませんが、今回の電力会社の値上げ申請は余りに過大です。物価に与える影響も大きいわけですね。したがって、通産省としては、この値上げ幅を圧縮させよ、こういう国民の世論にこたえて査定作業等を進めていくべきだというように思うのです。

れども、通産省の基本的な考え方についてお聞きをしておきたい。

○説明員(堀田俊彦君) 電力八社は、この一月の二十三日に、ただいま御指摘のございましたように、六四・四二%、平均でございますが、かなり高率な値上げ申請を行ってまいりました。電気料金の改定申請に当たりましては、電気事業法等でいろいろな手続が求められておりまして、公聴会の開催あるいは物価安定政策会議の特別部会へ付議することなど、いろいろ手続が決まられておるわけでございますが、公聴会等の手続が完了いたしましたので、ただいま原価の諸要素につきまして慎重の上にも慎重にということで審査を行っておるところでございます。

○村沢牧君 今回の改定申請は、値上げの幅が非常に大幅な上に、さらに農業関係にとつては、農事用の電力制度の廃止並びに夏季料金制度を新しく設ける等、農業にも重大な内容を含んでおるわけですね。これが申請どおりに認められていくとすれば、土地改良や基盤整備あるいは施設園芸等に對して与える影響はきわめて大きいわけなんです。農林水産省も、農業構造改善事業やあるいは水田利用再編対策等を進めており、さらに今後積極的に進めようとしておるわけでありまして、積極的に進めようとしておるわけでありまして、農林水産省は、今回の電力八社の電気料金の改定の申請をどのように受けとめておるのか。つまり、具体的に通産省なりあるいは経済企画庁なり電力会社に対してどのような要請を行ってきとっておるんですか。農業に与える影響等、今日までとつた措置についてお答えを願いたいというふうに思っています。

○政府委員(二瓶博君) 今回の電気供給規程の改正につきましては、農林水産省といたしまして、国民食糧の安定的供給の確保の観点あるいは農家の経営に及ぼす影響という点からいたしまして、電力料金につきましては極力値上げ幅を圧縮していただきたい、圧縮するようにということをお願いしておりますとともに、特に農事用電力という制度が従来から認められております。これに

つきましては、申請内容では、本則から落として附則に回すという形での申請内容になっておりますけれども、この面につきましては、従来どおりやはり本則にぜひ残してほしいということ強く主張をいたしておるわけでございます。

なお、夏季電力料金制度につきましては、これは今回新規にこういう料金制度を導入したいというところで、七月から全体的に上げます際に、それをへそにしまして、七月から九月の分について一割増し、その他の方はその分減らすという形のいわゆる電力料金が夏場に集中している、これをむしろ是正するというところで料金の体系にも取り入れたという申請でございます。この面につきましては、灌漑排水なり等で関連するところはございまして、なかなかこの趣旨からいたしますと、これから外すという問題につきましまして、いろいろなバランスもございまして困難ではないかと、かように思っております。ただ、農事用電力制度、これにつきましましては、灌漑排水の農事用電力を重点にしながら、ぜひその他のものも含めて本則に残していただきたいということで、強く通商産業省等と折衝をいたし話し合いを現在と進め中でございます。

○村沢牧君 通産省も御承知のように、いま農産園芸局長からも答弁があったように、わが国の農業に對して電力の影響というのは非常に大きいわけですね。反面電力会社の供給量から見れば、農業用電力ってそんなに大した、と言つては失礼ですけれども、パーセントから言えばそんなに高いものじゃない。したがって、今回の電力会社の申請のように、すでに契約してある者については既得権として農事用電力を認めるけれども、新たに農事用電力の契約は行わない、こんなことはとてもないことであるというふうに思うんですね。したがって、私は、従来のこの制度は認めるとともに、さらに適用範囲を拡大して存続すべきだ、こういう意見を持っておりまして、同時に、通産省の査定の段階においてそのように査定をしてもらうように要請するわけですが、こ

れに對しての考え方はどうでしょうか。

○説明員(堀田俊彦君) 農事用電力につきましては、八社が申請いたしました背景には、原価上の基礎などいろいろ理由があるわけでございまして、けれども、先ほども申し上げました公聴会でございましてとか物価安定政策会議の特別部会等で、本件につきまして数々の御要望がございました。また、農林水産省の方からは、かなり以前から私もいろいろお話が参つておりまして、私どもも、制度の趣旨なり内容を十分御説明するとともに、農林水産省の方から農業の実態については詳しくお話を伺っておりまして、審査の段階で十分そのような御意見あるいは話し合いの結果といったものを生かしてまいりたいと存じております。

○村沢牧君 すでに北海道電力については、申請が査定を終わって決定したんでございますけれども、これについては農事用電力についてはどういふ扱いをしたんですか。

○説明員(堀田俊彦君) 北海道電力の料金改定につきましては、この二月一日に認可をいたしました。二月の十二日から実施されておるわけでございまして、会社の申請では、農事用電力を附則に移して、既存の需要家のみ適用対象にするということでもございましたが、これも各方面からの御意見それから農林水産省からの御意見を取り入れまして、本則に移して、新しい需要家にも適用ができるようにいたしましたところでございます。

○村沢牧君 北海道電力をそういふようにしたんですから、他の八社についても横並びにそういうようにするのは当然と思ひますし、ぜひそんな考え方でも査定してもらいたいと思ひますが、ただこれも、通産省、単なる灌漑排水だけではなくて、これには育苗だとか栽培、脱穀等農事用にいろいろあるんですよ。それらについてもやはり拡大して適用していく、従来どおり。従来どおりというか、適用範囲を拡大すると。そのことについてでもぜひ私は要請をしておきますから、検討してください。

それから夏季料金についても話が合ったわけ

すけれども、やはり農業用として夏場に使う電力もかなりあるわけなんですよ。これを一〇%かさ上げするということも、これまた農業に対して影響が大きいですね。たとえば電力料金がそれだけ上がったからといって、農産物にすぐ転嫁するわけにいかないのです。農業の場合は、それらもありませんから、これについてもぜひ農業面について配慮をするように、通産省にはこれは要請をしておきます。

次の問題に入りますけれども、大蔵省に一点お聞きをしたいと思います。それは補助金の有効な運用についてであります。

具体的に申し上げますけれども、国の畜産振興の方針に基づいて畜産振興事業団から補助金が支出をされておりますけれども、税法上、この補助金について圧縮配賦の制度が認められておられないために、税金の対象となつて、せっかくの補助金が有効に使われておられない。一例を申し上げますけれども、長野県の飯田中央農協は、五十三年度事業として、肉用牛施設近代化事業と養豚経営施設近代化事業の二つの施設をつくった。この事業費が一億四千三百余万円ですけれども、畜産事業団からこの施設に対して事業費の五〇%相当の七千四百七十七万余の補助金が交付されております。ところが、この補助金に対して法人税あるいは地方税、約三五%、二千五百十何万の税金がかかってきておるわけです。そうすると、せっかく畜産事業団から出した補助金も、税金の対象になつて、そのまま使えないということになつてしまふわけですね。これは国の法律に基づいてこういうふうな補助金を出しているんですから、これは圧縮配賦を認めて損金算入にすべきだ、これは畜産振興事業団だけではないんです。農林省関係には蚕糸事業団もありますけれども、これらも法律改正によつて補助金を出すことになつてゐる。事業団から出した補助金について、税金の対象にすべくなつてしまふということになるんですがね。これらについて、大蔵省としても法改正をすべきなり、運用の面で何とかすべきだというように思

うんですが、その辺の見解はどうでしょうか。

○説明員(内海孝君) ただいま村沢委員から御指摘の件でございます。

これは国または地方公共団体から補助金が支出されまして、それを法人が受けて固定資産を取得する場合に、法人税の計算上圧縮配賦という特例が認められてゐる制度でございます。こういう特例を認めるにつきましてはきつめて厳しい要件がございます。第一点は、国もしくは国が全額出資した法人の出すものでなくてはならないという点。第二番目には、その原資の全額が国の資金であるということ。第三番目に、これが予算等によりまして厳格にその用途が特定されてゐるということが必要でございます。

お尋ねの畜産振興事業団の問題、私も前から伺つておりました。いろいろ勉強しておりますが、なかなかむずかしい問題がございます。第一点は、まず全額出資の法人ではないために、国そのものと見ることはできないと思つてゐます。それから第二番目に、原資の全額が国ではなくて、御存じのようにほとんどのは牛肉等の輸入の差益金でございます。それから、これは予算にも計上されておられませんので、そういった面でのチェックも受けていないということ、同じように取り扱ふわけにはなかなかないのではないかと思つております。

○村沢牧君 大蔵省、いまでもこの種の要求は予算編成のつどされてきたというふうに思ふんですが、しかし、なかなか大蔵省が法律改正といふかあるいは施行令改正に踏み切らない。また大蔵省としては、少しでも税金を取つた方がいいかもしれないけれども、この畜産振興事業団にしても蚕糸事業団にしても、いずれにしても法律に基づいてこういったことをやっていると申すから、これらについていまだ税法の中においてどうするということではできないとしても、これからのひとつ改正の中で十分検討しなきゃいけないというふうに思ふんですけれども、いまだでそういう検討をしたことはないんですか、いかがですか。

○説明員(内海孝君) この問題については、かつて農林省から税制改正要望があつたことはございます。今度の五十五年税制改正については、恐らく農林省もそういった趣旨を理解されてのことと思つてゐますが、要望も出されておられません。いずれにしても、従来も検討してまいりましたけれども、この問題の検討にはかなり慎重を要する要素があるということも御理解いただきたいと思つておきます。

○村沢牧君 農林省にお聞きしますが、ことしの予算編成のときにかなりこの種の問題は農林団体から強く農林省にも要望があつたというふうに思ふんですけれども、いまお聞きすれば、農林省から大蔵省に対して何らの要請もなかつたというお話なんですけれども、農林省というのはそんな無責任なものなんですか。

○政府委員(渡邊五郎君) 税制の問題、ちよつと私も担当でございますので、よくその事情は調べて御報告したいと思つてゐます。

○村沢牧君 調べて報告というのか、これは畜産局長なり、担当はさういふん苦しいんです。その陳情書を何回も受けてゐるんですよ。それに対して皆さんが陳情を受けて放しで、せっかく事業団から補助金をやつても、その三五%は税金で取られちゃうんですよ。それを大蔵省に何らの要請もしないやうなことは、きつめて大臣、こんな態度じゃ農林省はどうも信用おけないんですが、どうなんですか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 税制改正の問題でございまして、先生御承知の通りでございます。やうに、税制改正は、予算の時期というよりも少し早くから税制調査会、政府の税調並びに党の税調といふ議論をしまして、そして税制改正の方角を打ち出すわけでございます。私もちよつと、まだここへ来る前の話でございますので、その事実関係はつきりいたしませんけれども、従来でございまして、農林団体からの要請というものは当然の税調でまずその農林団体の要請を受け、あるいは農林水産省からの要望を受けてまして、そ

れでそれを議論をし、それに対してイエスかノーかの結論を出す、こういう形をとつてきておるわけでございます。いまの問題も当然ことしの税制改正の議論の中にはあつたんでなかつたかと私は思ふんでございますけれども、それでその議論の中で結果的にことはノーであつた、こういうふうではないかと思ふんでございますが、なお一層私も事実関係をきつりさせまして、よくまた私自身も勉強させていただいて、来年とか、五十六年度の税制改正を、ことしのまた大体十月ごろからこれは入っていくわけでございまして、よく対処してまいりたいと思つてゐます。

○村沢牧君 大臣、この問題については私も社会党の方でもいろいろ検討しておりますが、お聞きすれば、自民党のその種の委員会でも検討をかなり進めておるやうなんですよ、きよう始まつた問題じゃないですか。農林大臣として、ぜひ積極的にこの問題について今後の問題として対処してもらいたい、要請しておきます。

次に、余り時間がありませんが、林業問題について若干お聞きをしたいと思ふんです。

最近林業を取り巻く情勢があらゆる面で大変厳しくなつてきたわけですね。そこで、林業生産活動が停滞をした、これは御承知のとおりで思ふんですけれども、したがって、林産物の需要と供給の長期見通し、あるいは森林資源の整備の目標も、あるいは皆さん方が森林法によつて示しております林道の延長の目標も大きな相違が生じた、狂つてきたんですね。こうした現実をどのように見てゐるかということですね。したがって、私の言わんとするところは、過去の実績を土台にして八〇年代を予測して二十一世紀に向けてわが国の林業とさらに国の政策を明らかにするためにいろいろ計画を林野庁としても林業問題についてすべて見直さなければいけない。農林省に対して見直しをしてゐるんですけれども、林業に対しての諸計画の見直しはどのように考へてゐるか、あるいはまたどのように進んでゐるんですか。

○政府委員(須藤徹男君) 林業の基本計画の見通

でございますが、現在改定作業を続けておるわけでございますが、改定に当たつてのまず基本的な考え方でございます。

資源基本計画につきましては、森林の機能を高度に發揮し得るように森林資源の整備を図るといふ基本的な考え方は現行計画と同様で変える必要はないという考えに立つてやっておりますわけでございますが、一つは国土利用計画その他国の計画との整合性の検討、それから造林、林道等の整備の目標の数値、達成進捗の見直し、いま先生御指摘ございましたそういうものの見直し、また、将来の木材需要の多様化と森林の公益的機能の確保のための森林施業の検討、それから所要労働力の充足性の検討などを行ひまして、これらの目標達成を図るための施策の方向を盛り込むことにいたしておりますわけでございます。

それから、林産物の需給の長期見通しでございますが、新経済社会七カ年計画の経済成長率等を参酌いたしまして用途別に需給を見通すほか、特に木材が大きな問題になっておりますので、世界の木材需給の動向あるいは海外産地国におきまして資源内容、森林政策、輸出政策などをできる限り把握するように努めておるものでございます。

また、現在進めております改定作業につきましては、大蔵省、経済企画庁、国土庁等関係省庁との所要の調整を行つておるわけでございますが、その上、林政審議会に正式に諮問いたしまして答申を得て閣議決定に持ち込むという考えでおります。

○村沢牧君 林業についても諸計画をすべて見直し作業を進めておるといふ答弁があったわけですが、農林の見直しは今年半ばごろまでにめどをつけたという大臣の所信表明であります。この林業の見直しはいつごろをめどとしてこの方向づけをしていくんですか。

○政府委員(須藤徹男君) いま申し上げましたように、各省との協議をいま鋭意進めておりますので、それが済み次第、林政審議会に諮問いたしまして答申を得て閣議決定ということに持ち込みた

いと思つておりますので、できれば四月ごろまでには何とかめどをつけたというふうな考へております。

○村沢牧君 四月ですか。

○政府委員(須藤徹男君) はい。

○村沢牧君 四月までは林業全般について見直しをする。はい、わかりました。

そこで、国有林について若干伺ひたいんですが、国有林の事業の改善を図るために、一昨年、国有林野事業改善特別措置法を制定して、昭和五十二年以降二十二年間にわたる国有林の再建整備を、方向を示して現在取り組んでおるといふふうに思ふんです。同時に、農林省の設置法の一部を改正する法律を制定したわけですね。いろいろ私どもも議論がありました。そしてこの結果、北海道の五つの営林局を統合して四つの支局にする札幌営林局を北海道営林局にするという方向も出してたわけですね。さらに閣議の決定なんかに基づいて、その後、営林署や事業所の統廃合を、計画を出して現在進めている。このように、国有林に関して、その改善を図るために行政改革がある程度軌道に乗るんではないかとこのようにうに私は理解するんですけれども、農林水産省なり林野庁はどういう見解を持っていますか。

○政府委員(須藤徹男君) ただいま先生から御指摘ございましたように、五十三年六月に制定されました国有林野事業改善特別措置法に基づいて改善計画を策定いたしました。その改善計画の中に、いまお話ございました組織、機構の統廃合につきましまして、北海道の五営林局の統合、それから営林署につきましまして内地の九営林署の統合をすでに実施いたしておるわけでございますが、今後さらに内地の営林署につきましまして、五十二年の十二月の閣議決定に基づきまして、約一割の営林署を統廃合することになっておるわけでございます。

これにつきましては、改善計画期間中に統廃合を実施するというに相なっております。そのほか、営林局あるいは営林署の内部機構の簡素化ということ計画に盛り込んでおるわけござ

いまして、そういう意味では、いまお話ございました行政改革の先取りをして現在やっておりますというふうな私どもは理解しておるわけでございます。

○村沢牧君 国有林の改善を図るために、その計画を立てて、国有林の所在地の地元への反対もあり、あるいは国有林に働く労働者の反対もあったり、私どもの意見もある中においてもそういう作業を進めておるわけですか。

そこで、大臣、そういう作業を皆さんが進めておる中において、今回やはりこの行政改革の一環として、営林局の統廃合ということが何か行管から要請をされているような報道があるんですけれども、これに対して大臣の見解はどうなんですか。

○国務大臣(武藤嘉文君) 私ども閣議決定の中、行政の一環として、各省のそれぞれ地方支分部局の一局削減というものをうたつておることは事実でございますが、それに関連して、いま御指摘のような営林局の統廃合というような形において、行政管理局から正式に私のところへ、そういうことでひとつ営林局の統廃合について検討してほしいと、こういうような要請はまだございませ

ん。

○村沢牧君 正式に行政管理局から要請はないけれども、いままで進めてきた国有林の改善に合致して、すでに報道されておるのですから、大臣としてはどういふ見解を持つかということですね。営林局の統廃合についてですね。

○国務大臣(武藤嘉文君) まだ要請がありませんので、私はそういうことはないと思つておるわけでございますけれども、もしそういうことがあった場合にどう考えるかと、こういうことで、私の個人的な見解としてひとつお許しをいただいて申し上げますが、私は、いまいろいろ議論の中にもございまして、せつかく五十三年にそのいふ法律をつくつてもらひまして、そしていま進めておるのは、これは合理化計画でございます。言つてみれば、行政改革が現実に行われて

おると私は考えておるわけでございますが、それが何かまだ行われていないというもし認識が行政管理局にあるならば、私はその認識を改めさせるのが大切でございまして、少なくとも国有林に関する限りはこの計画に基づいて今後とも合理化計画を進められていくものでございまして、それを万が一にも阻害するような形のものがあるはずはない。この間、総理も、たしか安井先生の質問への答弁であつたかと思ひますけれども、行政改革というのは単に組織の切りかへが目的ではないであつて、行政の効率化を図っていくというのが行政改革の本旨であります。この総理も答えておるわけでございますから、この問題においては私はすでに行政改革が進められておる、それを営林局のそういう統廃合という問題が起こつて、それによつてかえつてそれが阻害されるようなことならば逆行することになるわけでございます。

で、これに対しては私はどうも合意しかねると、こういう考え方を持っておりますわけでございます。

○村沢牧君 行政管理局。国有林について、営林署あるいは営林局は地元との関係が非常に深い。したがつて、たとえば営林署一つ統合するにしてもなかなか地元からも根強い反対があるわけですね。すでに、行政管理局でもって営林局の統合を計画しているというふうな報道が伝わると、各県でいろいろな反応を示してきて、たとえば私は長野県ですけれども、長野県の議会のように、県議会は営林局の存続をしてもらいたいという意見書を超党派で全会一致で可決をして、すでに皆さんのところへもお願いをしておるということですね。

そこで、行政改革は私は実行すべきだといふうに思ふのですけれども、しかし、その内容において、一律に地図を引くあるいは画一的に一省一局削減という単なる行政組織的な対応は、特に国有林をあずかる営林署、営林局のような場合においては、こういう現業官庁においてはなじまない、私はそのように思ふんです。すでにお話があつたように、国有林の改善については、皆さん

から指摘をされる前、国会でもさんざん論議しました。論議して、ああいう法律もつくって、改善計画も認めて現に作業に入っておるんですよ。そういう段階であることは皆さんお認めになっておるというふうに思うのです。しかし、過日の新聞報道によれば、三月三日ですか、一部の新聞の報道によれば、行政管理局は、農林水産省の地方ブロックの統合については名古屋管林局を長野管林局に併合すると、こういう方針であるということが報道されておるんですね。そこまで行政管理局としては地方ブロックの整理について作業が進んでいるのか、この種の報道は真実であるかどうかということですね。まずそのことをお聞きをいたしたい。

それから、農林水産省大臣は、まだ行政管理局からそのようなお話がないというお話であったのですけれども、行管としては、管林局を統合するという対象に入れて検討の作業をしているのか。そして、その作業は三月いっぱいなんというのを聞くんですけれども、その場合は、たとえば農林水産省に対して一局減らしてくださいと言っているの、判断を農林水産省に任せるのか、あるいは行管がみずからこういうところを統合しないか、合併しなさいというふうに示すのか。これらについて、行管の態度あるいはいまままで進めている作業、これらについてひとつ明快な御答弁を願いたい。

○説明員(渡辺修君) 昨年の年末の行政改革に關します閣議決定で、国の出先機関の中でブロック単位に設置されているものにつきましては、各機関の設置数、管轄区域、事務内容等個別に検討の上で、今年度末を目途に整理、再編成に關する成案を得るということが決められていたわけでございます。いまこの閣議決定に基づきまして、私も行政管理局内部で幅広い検討を行っている段階でございます。一部新聞等に報道されましたような具体的な整理、再編成案というものを得るに至っておりません。したがって、農林水産大臣からお話ございましたように、具体的なお話し合いに入るといふことはこの段階ではしていないわけ

でございます。

それからもう一点、先生から、一律的な削減というふうな単純なやり方はすべきでないというお話でございますが、管林局について私も検討をする過程で、おっしゃいますように、管林局の配置は他の通常のブロック機関と違ひまして、国有林野の分布状況といったものに密接に絡んでの長い経緯のある設置形態がとられていたわけでございます。決して単純に、ある地方に二つ、三つあるから一つにすべきだというふうな議論をするつもりはございません。

さらにもう一点、行政管理局から各省にどういう形で協議が行われるのかという点でございますが、この点は、冒頭申し上げましたように、いまなお三十数種類にわたります各種のブロック機関全般についての幅広い検討を行っている最中でございます。そして、そこまで具体的な方針が固まっておりますことを申し上げたいと思ひます。

○村沢牧君 最後に、時間が参りましたから、行管に特に要請しておくんですけれども、私はこの行政改革について、総論賛成、各論反対なんて、そんなけちなことを言っているわけじゃないです。がね。ないですけれども、しかし、御承知のように、先ほど農水省当局から答弁があったように、行管を出される前に農水省としては自主的にこの国有林については作業を始めておるんですね。そこへもってきて皆さんがまたそういうことを出すとするならば、悪く解釈すれば、農水省がちよつと早飛びし過ぎた。三年前にやるんじゃないかと、いま皆さんの方針に合わせてやれば、それで顔が立ったんじゃないかとも言いかねないんです。ですから、この管林局の統合については、いま答弁あったように、きわめて慎重にというのか、皆さんの権限でおやりになることであるけれども、相当根強い反対もあるし、問題もある。そのことを私は指摘しておきますから、そうした立場に立ってこれからの作業を配慮してください。以上をもつて、時間ですから終わります。

○降矢敏雄君 昭和五十五年度の予算の編成に当

たりまして、大変厳しい国家財政の中でございまして、今様の農政を満たすために武藤大臣先頭に立たれまして、特に印象の深かった点は、農林漁業構造改善村落特別対策事業とか、農用地利用増進事業等を初め、もろもろの事業に、私もが考えておりましたような相応な予算づけがなされました。高く評価をいたしておるところでございます。

そこで、先般表明されました大臣の御所信の中に、私は従来、私もそう考え、そうあってほしいという点が多々ございました。その中の二、三取り上げてまして、特にその問題に徹してひとつ行政に当たってほしいという期待を込めて御質問を申し上げます。実は大変時間が狭められてまして、意を尽くさないかもしれません。賢明な大臣にひとつ御了承の上で御答弁をいただきたいと思ひます。特に、私は大臣の体の中に脈々として生きておられる、生々ひとつ御答弁をお願いできれば大変ありがたい、こう思うわけでございます。

最初に、私は食糧の安全保障の問題につきまして、いみじくも大臣が御所信の中で、農林水産業は、国民生活の安全保障にとつて最も基礎的な食糧の安定供給という重要な使命を担っており、こういうふうにおっしゃってられます。全くそのとおりと思うわけでありますけれども、この食糧の安全保障の姿勢に、かつて総理大臣の所信表明にもございましたが、総理大臣以下政府がこれに徹していくならば、いま騒がれております三K、食糧会計の赤字なども農林水産省一省が負うべき性格のものではなくてくる、これは理の当然でございます。

そこで私はお伺いしたいのでありますけれども、従来農林水産省は古来の適正在庫量というふうな表現で一応はじておられます。食糧の安全保障というものに徹していくならば、これは在庫量ではなくて、もっと積極的に、これは国民食糧の備蓄量と変えていくことの方がより積極性があり、より国民のコンセンサスを得る方法ではなからうかと思うのですが、この表現を、言いかえれ

ば表現だけでなく、姿勢を変えられる御意思がございませうか。まず大臣にお伺いをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(武藤嘉文君) 従来、私どもの方で適正備蓄量というのとは大体二百万トンという形で来ておるわけでございます。いまの御指摘はこの適正な備蓄の、適正備蓄量というものをひとつ思い切つて変えてみたかどうか、こういうことかと思ひます。でございますが、先生御承知のとおり、これは私もそう思うのでございませうけれども、日本の農業技術の中で、私は米のいわゆる稲作の技術というのはいさすばらしく成長してきたものと判断しているわけでございます。そういう稲作技術が非常にすばらしいものになりましたために、よほどの災害なり、台風その他のものがございまして、結果的にそんなにその数量が落ちないわけでございます。ですから、そういう点から考えると、二百万トンというのは適正な在庫、備蓄としては適正な量ではないかと思ひます。

ただ、今後のこれは農政の、先ほど来議論しておりますように、もっと基本的な農政の考え方の中で見ていかなければなりませんけれども、将来小麦もなかなか生産量がふえない、その他の物もふえない、どうもお米しか主食としては残らないんだということになれば、これはまた私は別の話かと思ひます。でございますが、われわれは一方においては、従来はややもすれば自給率が低下しておりました、小麦についてもよりひとつ自給率を高めていきたい。たとえばいま六十五年の見通しで農林水産省が出しました試算でも、一九％という小麦の自給率を見ておるわけでございます。これは日本では自給で賄うと、こういうところから一九％が出ておるわけでございますが、私はこの間からまだ言っているのは、もっとふやせるのではないかと。それは従来、日本ではパンというのは硬質小麦であつて、軟質小麦はだめだと、こう言われてきたわけでございませうが、私の間からいろいろ聞いておりますと、フランスパンは

どうも軟質小麦を相当使っているようでございます。そうすると、フランスパンというのは、私はコスト的にどうなるのかよくわかりませんが、たとえばフランスパンを相当日本でこれから軟質小麦を使つてつくるといふようなことになれば、もう少し小麦の自給率は高めていいのではなからうかと、こういうことを私はこの間から大分やっていたのでございまして、そういうような議論をしてまいりました。国内で小麦も相当できるということになりました。食生活がとにかく非常に変わつてきたのでございまして、なかなかそれをまたもう一回米食中心に、もう小麦なんか全然要らなくて、パンもうどんも食べるなどもなかなかこの点では、そういうものが、国内でも小麦と小麦なども生産されるというふうなことになるという場合には、私はいまの米の二百万トンの備蓄量というものは適正なものではないかと、こう考えておるわけでございます。

○降矢敏雄君 私が申し上げております点は、むしろこれは小麦を初め雑穀等にも影響がございまして、少なからず食糧の安全保障というものを大きな姿勢として、農水省が各省庁についても国民についても、この姿勢というものを強めていくことによつてあらゆる政策がうまくいくのではないかと実は思つておるから重ねて申し上げるわけでありまして、くしくもいま大臣が二百万トンの備蓄量というふうにおっしゃいました。恐らく、私承知しております限りにおいて、大臣が備蓄という言葉を使われたのは初めてではないか。大変意義深く私は印象強く受けとめるわけでありまして、おこがましいようになりまして、シナの古語に、三年蓄えなければ減つておち、これは当然凶作と防衛というものを意味しております。いま古米が余つてどうのこうのと騒がれておりますけれども、少なくとも食糧の安全保障というものを中心にするならば、一年間くらい、そうすると一千一百万トン前後、半年にいたしましては六百万トン弱、一遍に古米は備蓄に変わつてしまふわけ

でございます。私は食糧の安全保障というものを、今度のアフガニスタンの問題につきましても、事は逆でありまして、考えられますことであつたので、大臣のおっしゃられます食糧の安全保障という姿勢をひとつ厳しく受けとめ、買ひたいと思つたし、できれば備蓄という意味で在庫もひとつ改定する方向でこれは御検討をいたしたい。また、その必要があるというふうにお考えをいたします。

さらに進めますが、輸入農産物につきましても当然安全保障ということについては関連を持つてまいりました。村沢君の質問に対しても大臣お答えになりました。国内でつくれるものは極力つくつて自給を上げていく、足りないものは輸入する、こうおっしゃいましたし、また、従来そういう姿勢で農水省はやつてまいりました。けれども、私は端的に申し上げまして、不足する食糧こそ輸入をしない。たちどころに農家は対応して自給率を上げてまいります。いわゆる総合農政の効果というものはたちどころに上がつてくるかと私は考へてゐる。食糧の安全保障というたてまえからいいますとまたそうあつて当然であるというふうにお考えをされたい。この点につきましても大臣の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

て、私はそういう面において、基本的な問題として、国の安全保障にとって一番大切な、特に国民生活を守るという立場から言つて一番根本的な問題である、こう考えております。

○国務大臣(武蔵野文君) まず、先ほど少しつけ加へなければならなかつたと思ひますが、従来以上に食糧の安定供給というものについては真剣に考へていかなければならぬ。それは先ほど来御議論のございますように、アメリカの対ソ穀物の輸出停止というふうな事態、あるいは先ほど申し上げましたが、FAOの、非公式ではございますが二〇〇〇年における見通しなどを見ましても、私は今後世界的に食糧の需給関係というものはいま以上にタイトになつていくことは間違いないと思つてございまして、そういう点から言つて、石油以上に大切な問題ではなからうか。石油というのはそれはある程度減つてもこれは生きていけますけれども、食糧というものは本当に自給ができません。たつたに生きていけないわけではござい

トが違つておることは、これはもう統計上はつきりしてありますので、私はぜひひとつ経営面積を大きくしていただければそれだけコストが安くなるわけでございますから、そういうことを努力をしていただい。そういうことによつて、多少国際価格よりも高くて、これはもうそれだけ努力してゐるんだから、国民よわかつてくれよと、こういう形で国民の合意が得られるときに、私は本心に思い切つて国内でより多くの自給ができるのではないかと。こういうやり方と相まった政策をこれから強力に進めていかなければならぬのではないかと。

○降矢敏雄君 大臣のおっしゃられますことはよくわかります。両々相まつていくべきだろと思ひます。ただ、私はこの際、ひとつせつかくの食糧の安全保障というのでございまして、この点を強く申し上げておるわけでありまして、いままでのように足りないものは輸入をするということがあります。ですから、やっぱりいざという場合には、国内の自給、頼るものは日本の農家以外にないという面、いわゆるキャンペーンと理解を求め、経営面積の多い方と低い方とは極端にコスト

糧、不足する農産物であっても極力輸入は抑制を
して、いわゆる自給力の向上に資するという程度
までは農水省ひとつ変えてほしいというような感
じがあるわけでありまして、これは御検討の課題
といたして、ここで御答弁いただけますか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) これは表現の問題でございまして、私はもう極力国内で生産のできるものは生産をしていく。ただ、先ほど申し上げましたように、全く国民の合意の得られないような形でまではできませんけれども、私は国民の合意の得られる限りにおいては国内で賄えるものは極力賄っていくというのが前提でございまして、何もただ自然体で、政策を強力に進めないで自然体で、国内で生産できるのはこれだけであって、あと足りないのは全部輸入すればいいじゃないかというように考え方は毛頭持っていないわけでございます。極力国内で生産するように努力をひとつ、われわれも政策を進め、農民の方にも御努力いただき、それで極力国内の供給量を高めていく。しかしどうしてもそれでも間に合わない分はやむを得ないから輸入に頼ると、こういうふうにとつ御理解をいただけると大変ありがたいと思うのでございます。

○降矢敏雄君 ありがとうございます。
ただ、私はここでちよつとこの問題は触れませんけれども、第二次世界大戦後、あのガット体制、OECDの、これも軌道修正されなければならぬまいとこう考えておりますが、これは長くなりまして、また後日の機会に譲りたいと思ひます。

そこで、大臣からも御答弁がございました、農家がすることはやっていかなきゃならぬという。そういう意味で、大臣の御所信の中にも経営規模の拡大ということがうたわれております。全く私もそう思います。ただそこで、兼業農家の収入というものが大きく農家経済を支えてきたこと、これはもう言をまちません。ですから、これはどうしても今後この方向というものは、兼業というものは重く見ていかなきゃなりません。

ただ大臣が言われます、生産を上げコストを下げていくのは、これはどうしても専業農家、中核農家に頼らざるを得ません。そうすると、どうしても規模の拡大を図り、農地の流動が図られていかなければならないわけですね。

そういう問題で大臣も力をいたしておるわけでありまして、さあそこで、従来この農地の流動についてはいろいろ規定をしております農地法、これは昭和二十七年の制定と記憶しております。それから農業基本法、いろいろ改正はされてきておりますけれども、この法律が農地の流動化を阻んでおるといふ、これはもう否めなと思うわけですね。またそういう意味でつくられてもおるわけでありまして、ですからこの両方はもう間尺に合わない。ですから、新しい、今様の一つの法制というものが図られなきゃならないと思ひますけれども、これのお考え、また御準備等がございましたら大臣の御所見をお伺いしたい。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 確かに農地法などが、ある程度農地の流動化を阻害している面はないとは言えないと思ひます。ただ、私どもは五十年に農振法の改正を行ひまして、農用地利用増進事業というのを進めてきたわけでございます。進めてまいりまして、その効果が相当出てきておるわけでございます。この十二月現在で――まだ推定の数字でございますけれども、二万四千ヘクタールぐらいこの農用地利用増進事業で実は出てきておるわけでございます。そこで私どもは、この出てきたのをより進めていきたい。たとえば、農振法の農用地利用増進事業は、たしか農振地域でなければならぬことになっておるはずでございますけれども、もっとこれを拡大してみたらどうだろうか。非常に広い範囲でどんどん農用地がこう集積してくれば、中核農家に集積してくれば大変結構なことなんでございまして、そういうものを進める上において、もう少し思い切つて拡大をしてみたらどうだろうか。

そうすると、やっぱり新しい法律をそういう面においてつくつていく必要があるんじゃないかというところで、現在やつておりますいろいろな借り手と貸し手の間に市町村が入つていたりたり農地委員会が入つていたりたりしておりますが、そういう仕組みに加えて、もっと地域を拡大をするとか、あるいはいろいろいままで議論されておりますのは、山すそと申しますか、いわゆる地目が必ずしも田畑になつていないところもひとつ対象に入れたらどうだろうか。そうすると、もう特に複合経営というふうなことからいけば、そういうのは非常に私はプラスになるだろうと思ひます。でございますけれども、そういうふうなこともひとつ含めて法律をつくつてみようというところで検討を進めております。そうすると、農地法の適用除外をしていただかなきゃならぬものもあるんではないかと、農地法についてはいまのところ大きな改正というものは、やはりいろいろ議論を、誤解を招くおそれもありますので、そういう点については多少慎重な態度をとっていきたく、これがいま私の大体考え方でございます。

○降矢敏雄君 確かに、いま大臣がおっしゃられておりますように、農地保有合理化法人等のいろいろ推進等によりまして、おっしゃる通りに二万四千くらい。ただ、それにいたしまして売買等も相当の実績を上げておるわけでありまして、ですから、そういう中で、いま大臣が言われますように、もうちょっと集落へおろしていく、こういう方向全く大賛成でございます。

私は一つの私案を持っておるわけであります。大臣もいまおっしゃられましたように、その集落、部落、町村等でこれから流動化を図つていくために、一つの方向として私は農用地銀行、農地銀行というふうなもの設立はいかがであらうかと。これは当然権利が伴います。銀行ですから定期に、土地を五年定期なりといふますか、農業委員会が主でございまして、委員会の方が五年間の定期でまた貸し付ける。権利が伴わずに、比較的安心をしてその土地の流動、コミュニケーションが得られる。大臣が今度のあれでも言われます

ように、やっぱりその地域のこれから合意づくりを図つていくというふうなことを御自身でも言われておられます。一つの方向として、農地銀行等の指導をしていくというところは大変効果があると思ひますし、現に効果を上げておるところもあるわけでありまして。同時にまた、これは農業委員会の制度等の見直しがいま行われておりますけれども、農業委員会にやらせすことによつて、これは農業委員会の財務的な一つの基礎にもなるのではないかと考えがします。農地銀行等のあり方についてはいかがでございますか。

○政府委員(杉山克己君) 大臣がさきに御答弁申し上げましたように、私も農地法制、これは単行の農用地利用増進法と、それから農地法の一部改正というふうな形でその整備を考えているところでございますが、その内容は、従来から行つておりましたところの農用地利用増進事業、これを対象地域なり、対象となる人間なり、対象となる農地あるいはそれ以外の土地、広げまして従来以上の拡大した形でこれを実行してまいりたいと思ひております。その際、主たる内容となりますのは、いま先生も御指摘になりましたところのそれぞれの地域における合意形成、やはりその地域の農用地を地域全体として最も有効に使うということのために地域の合意ということが大前提になると思ひます。そのため、市町村とか農業委員会がリードいたしまして、地域でどういふふうにするか、まただれにやらせたら一番うまく農地が使えるだろうかということについての相談をする。そして、合意されたものを規程というふうな形でオーソライズしていく。それに基づいて農用地の流動化も実現していくことを考えておるわけでございます。

先生がおっしゃるような農地銀行というのは、名前は違ひますが、私どもが今度の新しい制度の中で考えておりますところの、地域の団体をつつて、そしてその中で、いま申し上げましたような流動化を促進していくこととほぼ合致する性格のものではないかと存じます。そういう事

業を今後とも拡大して進めてまいりたいというふうに考えております。

○降矢敬雄君 だんだん時間がなくなってきました。まだ実は農村社会における連帯感の問題につきましてもいろいろ御所信を伺いたいわけでありますが、これは割愛をいたします。

そこで私は、先ほど村沢委員からも御質問ございました電料金の値上げの問題につきまして、これを一足飛びに御質問を申し上げます。

今度、電力料金の値上げの申請がございますが、私も農業サイドから見ますと大変心配の点が多いわけでありまして、三つに分けて、一遍に御質問申し上げます。

一つは、農事用電力の料金は、農林水産省の姿勢として通産省にいろいろ御相談を願ひ、対応をしていただくわけでありまして、料金は据え置きさせる姿勢なのか、ないしは上げるぐあいによってこれも当然上がっていくという、これはやむを得ぬというふうにお考えでございますか。これが一つ第一の質問でございます。

ちなみに、総電力量、使用電力量は四千億キロワットアワー以上でございます。農事用の電力量はわずかに十五億キロワットアワー、〇・三八%ぐらいですから、電灯会社の経営に大きく支障のあるような量とは思われません。したがって、これは農水省としては、農業サイドから見てもひとはつきりとした姿勢でこれは通産省と対応すべきであろうと考えます。

第二点は、従来の料金の特別措置は存続させる、当然させてほしいわけでありまして、この姿勢につきましてもこれもお伺いをいたしたいと思ひます。なかんずく、先ほどもございましたように、本文方式、附則方式等がございまして、北海道は附則の意思を本文にも戻させたという事例もございまして、この点もお伺いをいたしたいと思ひます。

特に私は、考えます点は、この適用の範囲についてであります。従来稲作重点、水田重点での農事用電力制度がおおむね生まれ、経過をして

きたように考えますが、さて、現在総合農政を推進していきまします今日の一つの農政の事情からいいますと、やはりこの範囲につきましても、稲作だけでなく、やがて広まってくるであろう地域もありまされども、やがてこの範囲も農水省として一つの姿勢を持つべきではないかというふうには思ひます。この三点につきまして、これは局長からでも結構でございます。御答弁をいただきます。

○政府委員(二瓶博君) 三点ほどのお尋ねでございますが、まず農事用電力料金、これにつきましては据え置かせるといふのか上げるといふこととでございます。

この面につきましては、農事用電力ということと認められておる、本則で認められておる、これを附則に落とすという申請内容でございますが、これに対しては本則に残しておいてもらいたいという要請をやっておるわけでございます。したがって、今回の電力料金の改定の際には、この本則に残された農事用電力料金、これにつきましても引き上げというものがあつたわけでございます。この点は一般的な電力料金の値上げ申請に対する一般的な査定ということにおいて考えられな

いかということ、現在の料金に据え置いてくれという角度の要請は特にいたしておりません。それから、第二点の特別措置はというお話につきましても、ただいま申し上げましたように、本則に残してくれということの要請を強くいたしておるということでございます。

それから、第三点の適用範囲の拡大でございますが、これにつきましては、この農事用電力制度というものができましたのが灌漑排水というものが軸で出てまいっております。その後、脱穀調整なりあるいは育苗施設なり、若干の電灯の関係等も認められて現在に至つておるわけでございますが、今回のこの料金改定の際に、さらにこれ以外に適用範囲を拡大して農事用電力の対象にしてくれという面につきましては強い要請等も受けていない面もございまして、また、今回の料金改定と

いうのが非常に厳しい情勢でもございしますので、むしろ現在のこの農事用電力の守備範囲、これをむしろ確保するということと当たりたいということとで現在通産省の方とも話し合ひをやつておるわけでございます。

○降矢敬雄君 これは通産省にもお残り願つたわけでありまされども、どうかひとつ現状につきましては、大変厳しい中でありまされども、農業用電力につきましてもひとつ配慮をしていただきますことを期待をいたしておきます。

それから、最後にございしますが、いまの野菜の高値につきまして、これは内閣でも大変心配をされ、特に一月以降の消費者物価の押し上げには大きな悪い意味での寄与をいたしておるようでありまされども、私は、いろいろあるんですけれども、端的に、まあ原因とかその他はすでに国民にもある程度理解をされておるわけでありまされども、特に現地へ行って畑買ひというのを業者がいたします。同時にまた、中央市場に來たものが逆にまた地方市場に帰っていく、これは必要があつてそういうものが行われてくるわけでありまされども、この二つがなかなかくせ者ではないか。で、ここに

投機買ひ的な一つの要素はなかったのかあるのか。ただ、まあ市場でもって需給の中で相場が形成されておりますから、べらぼうなことはできないのではないかと思いますけれども、やはりこの辺が行政指導をするめどではないかと思ひます。この二点につきまして、これは十分指導をしていただきたいし、ないことを望むわけでありまされども、この点の農林省のキャッチしておる面、姿勢につきまして、極力消費者物価の問題も考えまして、これは輸入も含めてこの問題は低廉化の方向に努力をすべきであるという、提言的な気持ちを含めて御質問申し上げるわけでありまされども、以上御質問を申し上げまして、終わります。

○政府委員(森安孝郎君) まず畑買ひについて申し上げます。これは商人系出荷の一つの態様としてあるわけ

でございます。農家と仕切る際はそのときの大体市場価格で仕切つておるものでございまして。その後、商人が出荷をするわけでございます。これはやはり卸売市場を通して出荷するわけでございます。そのときの需給なり価格の形成には関係がないというふうには私も見ております。ただ、問題がもしあるとすれば、これはたとえば十二月に立毛中に農家からそのときの価格で買ひ取つて、一月に値上げ後に、値上がった後で收穫して出荷するというところでございまして、農家に属すべき利益がむしろ商人に帰属したという、農家の自覚なり系統の指導力の問題というふうには私も思つております。基本的には、やはり系統出荷のシェアを各般の施策を通じて高めていくことが基本だろうと思ひます。

それから輸送の問題につきましては、これははつきり申し上げますと、品ぞろえ、それから量の確保という観点で、どうしても大都市の中央市場が集荷力がまさつておりまして、まあ今日の地方都市の生活においても消費が多様化してまいりますと、品ぞろえ、量の確保が問題になりまして、そういう意味で集荷力のあるところから分けてもらうという形になっております。これは大体一つの取引ルールができ上がつておりまして、最近入りました中央市場の価格に大体標準的なマージンを加えておるいは経費を加えて出荷するという形になっておりまして、このことが特に価格を押し上げておるというふうなことはなつていないと思つております。

○委員(青井政美君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十分再開することにいたしました。休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時十三分開会

○委員(青井政美君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、農林水産政策に関する調査

のうち、昭和五十五年農林水産省関係の施策及び予算に関する件を議題として質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○原田立君 午前中もいろいろと質疑が交わされたわけでありまして、八〇年代の幕あけとともに、わが国農業をめぐる諸情勢は非常に厳しいものがあるのは大臣も御承知のとおりであります。近年、財界、労働界を中心に、多方面から農政、農業問題に対する活発な議論が展開されているのを見ても明らかであります。お米を初めとする農産物需給の不均衡、それから食糧の自給率の低下、農産物輸入に対する外圧、世界食糧需給の逼迫傾向、また食糧品価格に対する消費者の価格意識の高まり等々、枚挙にいとまがございません。これら困難な諸課題に対し、大臣はどのように解決策を求めているのか。基本的な方針をまずお伺いしたいのであります。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 私どもは最近の国際情勢を振り返りまして、今後やはり国民の食糧を確保するということが一番大切な政策であると考えております。この国民の食糧を確保するという基本的な政策に立ちまして、国内において極力生産のできるものは国内で生産をしていただく。どうしても、幾ら国内で御努力願ってもなお不足する分については、これは輸入に仰がなければならぬ。そうすれば、その輸入に仰ぐにはやはり安定的に供給をしていただかなければならぬ。その相手国と協調を図っていかねばならない。

なお、食糧の国内で生産を高めていく上においていま一つ大切なことは、農民の皆様方により生産性の高い形で、ということの結果的にはコストが安くなるわけでございますけれども、生産性の高くなる農業に努力をしていただきたい。そのためには、施設型農業の場合には相当もう生産性は高くなっておりますけれども、土地利用型農業においては、残念ながら非常に生産性は低いわけでございます。そうしてそれはなぜかと言えれば、規模が相当小さい。先ほども申し上げましたけれども、日本の農家の一戸当たりの耕地面積が

平均一・一ヘクタールでございます。アメリカが百五十七・幾つ、それから西ドイツは十三・八ヘクタール、これが大体平均の一農家当たりの耕地面積でございます。そういう点から考えても、経営規模の拡大を図る、そのためにはやはり農業を一生懸命やっていくとされる中核農家を中心として、そこへなるべく農地が集積するような形も私どもは努めていかなきゃならないし、また、農家の方がそういう気持ちで御努力願うためには、その生産の基盤整備のみならず、生活の基盤整備についても充実をするように努力をしていかなきゃならない、こういうふうに私は基本的に考えておるわけでございます。

○原田立君 またいろいろとお尋ねしたいと思うんですが、ただいまの大臣の話の中に、生産性の高くなる農業に努力してくれと、現在規模が小さいし、一・一ヘクタールだ、経営の規模の拡大をしるだとか、こういう話があるんだけれども、じゃ一体どのくらいのものを考えておられるのですか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 必ずしもまだ、どれぐらいがいま一番いいのかということとは私はまだ決めてはおりません。けさほども御指摘をいただきましたが、どうも農政審議会の議論を余り踏まえないで議論をしるおとしやっていたいただきましたけれども、やはり農政審議会でもその問題も実は議論をいたしておるわけでございまして、その話題の中では、たとえば五ヘクタールとかいろいろ議論はなされておるわけでございまして、いろいろの、国会の議論も私どもは十分承り、そして農政審議会の中において委員のいろいろ意見も承りながら、その辺は最終的にこの辺が望ましかろうというものを打ち出していきたいと思っておるわけでございます。

○原田立君 わかったようなわからないような感じがするのですけれども、要するに、日本の農業は確かに仰せのように小規模の農家が多いことは事実です。これは何らかの手当てをしなければいけないことも事実だろうと思っておりますけれども、

いわゆる小農切り捨てというような、弱い者がばかを見るような、そういうようなことだけは決してあってはならない、こう思うがゆえに聞いておるわけです。どうかひとつ、そういう正直で力の弱い農家、小農の人たち、そういう人たちが本当にばかを見るようなことのないように、その点はひとつ十分考えていただきたいと思うのであります。

一九七四年、ソ連の凶作による小麦の大量買い付けで世界の穀物需給は逼迫し、わが国の世論は国民食糧の安全保障を自給力の向上で図るという盛り上がりがあったわけでありまして、しかしながら、現在各方面から依然根強い国際分業論が頭をもたげてきております。ことしの半ばまでには、農業の長期展望と基本政策のあり方について、大臣もただいまお話があったように、農政審議会の結論が出るやに聞いているわけでありまして、国民経済全体の中におけるわが国農業の明確なる位置づけ、それは非常に重要だと思っております。八〇年代は本格的な農業再編成のときに来ていると私も受けとめておりますが、国民的合意を図り、どう位置づけしようとしているのか、方針をお伺いしたい。

○国務大臣(武蔵嘉文君) いまも申し上げましたように、とにかく食糧というものを安定的に確保するということは、国の基本的な政策であると私は考えておるわけでございます。でございますので、国民経済の中におきましては、この農業の置かれておる位置というものは大変重要なものであると考えておるわけでございます。しかしながら、それに甘んじておってはいけないうわけでございまして、国民の理解を得られるように、より強力ないろいろの諸施策を進めてまいりたい。そして、国民の理解のもとに、長期的な観点に立てば、できる限り日本の国内において自給力を高めたい、というのが私の基本的な考え方でございます。

○原田立君 大臣は所信表明の中で、「農林水産業は、国民生活の安全保障にとって最も基礎的な

食糧の安定供給という重要な使命を担う」と、このように言っているわけでありまして、大変表現はきれいでございますけれども、いわゆるきれいごとというふうな感じを持つわけですね。現行の農業基本法は、経済第一主義、合理主義一辺倒のものだというふうに私は思うのであります。大臣が「国民生活の安全保障にとって最も基礎的な食糧の安定供給」と言うのであれば、国民食糧の安全保障を確保するため、実はわが党が以前から主張している食糧基本法のようなものを制定し、自給率の向上を図るべきだと思いますが、見解はいかがですか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 私は農業基本法の現行のもとにおきましても、農業の健全な発展を通じてながら生産性を高め、食糧の安定供給を図っていくということとは決して矛盾してはいないと思っております。ですから、いますぐに農業基本法を変えて、何か、食糧基本法でございますか、食糧基本法にしろということにまですぐ飛躍的にはなかなか私としては考えられないわけでございまして。

○原田立君 じゃどういう面で考えられるか。その点はどうですか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 私の申し上げますのは、いまの基本法の考え方のもとにおいても、食糧の自給力は当然高めていくことができると考えておるわけでございまして、いま御指摘の食糧基本法というものがなければ食糧の自給力が高められないということではないのではないかと、こう考えておるわけでございます。

○原田立君 それでは、本論的なことは後回しにして、野菜の問題について若干お伺いしたいと思います。

さきの補正予算案の質疑のときにも指摘した野菜の価格問題でありますけれども、予算委員会では余り時間がなかったので飛び飛びで質問をしたので、再度本日お伺いするわけであります。初めに確認の意味で伺っておきますが、昨年春季以来の秋冬野菜の異常高騰の原因、これはどこ

にあったと認識なさっておりますか。

○政府委員(森実孝郎君) 御案内のように、昨年再度の台風が秋ございまして、縦断する台風でございまして、これ以外に長期の長雨があつたわけでございます。そういった影響で病害も十一月になると大発生いたしまして、収穫量、特に反収が三割から五割方主要産地で減少をした。こういった点が供給要因だらうと思ひます。

一方、消費の立場から見ると、加工用、特につけもの用等の需要以外は、営業用も家庭用もなかなか消費が、価格が高騰しても落ち込まない、こういった事情がやはり高騰の原因と考えております。

○原田立君 要するに、台風、長雨、それが主原因であつて、ほかにこれといつて説明を加えるものはありませんね、局長。

○政府委員(森実孝郎君) 基本的には、昨年及び一昨年の二カ年の豊作が続きました価格が暴落した経緯がございます。こういった意味で、野菜作全体に農家の再生産意欲が阻害を来したということとはある程度否めなないと思ひます。ただ、この結果、作付面積にどういふ影響があつたかという点から申し上げますと、茨城の白菜等を除けばそう影響はなかつた。大体、昨年の七月から九月にかけてのいわゆる重要野菜の需給協議会での数字を見ましても、大体平年作で需要を充足するだけの作付が計画されていたという状況でございます。

○原田立君 この異常高値を続けている野菜価格の安定策として、じやどういふことをやつたのか。その結果、どの程度の出荷量がふえ、価格に對してどの程度の引き下げに影響を及ぼしたのか、具体的に御説明願ひたい。

○政府委員(森実孝郎君) 御案内のように、冬野菜につきましてもは作型の制約がございます。昨年十一月に私は肥培管理の適切な実施や再播種、再定植を指導したわけでございますが、なかなか、施設野菜については災害復旧という問題があつて、後でつくるものは春野菜になつてくる。また、露地野菜についても、冬野菜の穴のあいた

ものはなかなか出てこないで春野菜になつてくるという事情がございます。そういった状況下ではございまして、実は、従来出荷していません規格外の商品の出荷の奨励、さらには鹿児島、沖縄等で実施しております契約キャベツの一部放出等を行いましたが、率直に申し上げまして、全体として追加的供給を図ることはかなり困難でございまして、二月までは価格の高騰が続いたわけでございます。

一方、その後、春野菜の作付、生育状況を見ますと、作付も大体過剰であつた昨年並みでございまして、生育も順調、特に再播種、再定植のものが順調に生育しているという状況もございまして、で、端境期に向かつて緊急対策を講じたいということ、去る二月中旬に緊急対策を発表し、実施したわけでございます。

その内容は、一つは、出荷奨励チームの派遣による産地における若取り出荷等の奨励でございまして、それから二番目は、前進出荷の奨励、具体的に若取り出荷の奨励以外に、施設野菜につきましては、温度管理を上げまして生育促進を図るといふ措置を講じたわけでございます。

これ以外に、契約キャベツの集中的放出、それから輸入についても、輸出側の価格が上がつてきた事情も考慮いたしまして、三月末までの輸入については一定の条件のもとに欠損を出した場合に赤字補てんをするという措置、さらに、小売価格の一層の抑止ということと呼びかけたわけでございます。

幸い、三月に入りまして、特にこの二、三日、かなり出荷量がふえまして、価格はようやく全般として下げ基調に転じたという状況でございます。

○原田立君 下げぎみになつたと言ふのだけれども、じや具体的に比較して御報告願ひたい。

○政府委員(森実孝郎君) 実は、できるだけ新しい数字で申し上げた方がいいと思ひますので、神田市場の価格で恐縮でございますが、日計をとつ

ておりますので、これで申し上げます。

問題になつた野菜について申し上げますと、まずホウレンソウにつきましては……

○原田立君 キャベツと白菜と大根でいいです。

○政府委員(森実孝郎君) 実は、これ、御了解を得なきゃならぬのでございまして、私も八野菜をやつておりまして、月によって消費ウエートが非常に変わるものでございまして、三月の消費ウエートの高いものについて御報告しようと思つておるわけでございますが……

簡単に申し上げます。

○原田立君 時間がなから、だからと説明されたんじや困るんですよ。ほくが聞いたのは、白菜、キャベツ、大根、それからタマネギ、こういうふうなところは重要野菜に特別指定されているでしょう。ですから聞いてるんですよ。だから、ホウレンソウも要らないと言ふんじやないけれども、重要なものの方だけ言つてくだされ。

○政府委員(森実孝郎君) まず大根について申し上げます。大根は、高値は百四十円でございますが、きよりの価格で言いますと、百三十円ということになっております。

それからキャベツは、高値が四百三十円前後であつたものが、きよりの価格では二百円ということになっております。

タマネギは、大体六十五円のラインで、これは趨勢値価格をはるかに下回つておりますが、くぎづけという形でございまして。

白菜は、高値が大体二百五十円でございますが、ものが、きよりの価格は、これはまだ日計なので平均が出ておりませんが、高値が二百円、安値は恐らく大体一割減の百八十円ぐらいじゃないかと思ひますが、高値で二百円ということになっております。

○原田立君 この高騰を続けている野菜価格の高値は、三月いっぱいにはできるというような大臣発言が前にあつたことを記憶しているんですが、いまの報告では若干下がつてきたようなことでありまして、恐らくまだまだ高値が四月に入

つてもずっと続くんじゃないかと、こんなふうに思ふのであります。農林水産省もようやく重い腰を上げて取り組んだということ、ちょっと遅きに失したんじゃないかというふうな感もするわけでありまして、今月中に価格の安定も図るし、出荷量も十分確保できる見通しが立つた、国民の皆さんに安心してくれと、こういうふうに言い切れるのかどうか、これは大臣からお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(武蔵嘉文君) 白菜につきましては、もうとにかく品物もそうないわけでございますので、今後私どもは、もうこれは端境期と申しますか、これからは白菜の需要はどんどん落ちてくる、こういうふうな判断をしております。ですからこれからとも国民がこれまでの冬と同じように白菜を欲しいとおっしゃいますと、これだけはちよつと私は自信がございませぬけれども、その他のものにつきましては、量的にも相当確保ができる見通しが立ちましたし、というのは、相当全国的に、生産地を調査いたしますと、相当作付は順調にいき、また作柄も、いま天候のせいもありまして順調に伸びてきておりますので、これは私は量的に確保できると。

それから価格については、いま局長からも答弁を申し上げましたように、わりあい下がりがきみでございます。いま先生は、また上がるのじやないかという御指摘でございますけれども、私も、やはりこの野菜の価格というのは需給によつてもう相当影響するわけでございます。やつぱり需要に対して供給が間に合わないときは高くなるし、需要に対して供給が非常に過剰であれば値段は下がつておるといふのがいままでの例でございますので、こういう形でどんどんこれから出荷量がふえていけば、私は価格は必ず下がつてくる、こういうふうに見ておるわけでございます。そして、それは、どうも約束をしろと、ここで何か国民に対して約束しろというお話でございますが、私は、いままでの野菜の動向、いわゆる野菜の価格の決定される動向からいけば、必ず安くなりま

すと、こう言えるわけですが、しかし、何かまたこれから起きてくるかどうか、私もよくわかりませんのであれでございすが、少なくともいままでの動向からいけば、必ず安くなるということだけははっきり申し上げられるわけでございます。

○原田立君 農政を預かる大臣が、そんな自信のない、言葉は悪いけれど、へつぱり腰みないな答弁ではちよつといただけませんね。

それは生産量がふえてくれば当然値段が安くなるのは、そんなことはあたりまえの話です。それから、白菜はこれからなくなるんですから、何もそれをまた従来どおり出荷できるようにしないで、そんな無理なことを言っているんじゃない。だけれども、要するに政治の手で、行政の面でもう少し手をつければそんなに高くなくて済むんじゃないか。あるいはもっと適正な生産ができたんじゃないかと、こういうような点で大変心配するわけなんです。ですから、ひとつこれは謙虚な反省のもとに、今回の高値野菜についての御意見なり御いしなきやいけなしいし、また、今後そういうようなことはしない、しないように努力すると、そのぐらいいいことは言ってもらわなければ、返事になりません。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 私の申し上げましたのは、いまの時点で申し上げておるわけですが、今後は問題につきましても、もちろんこういう反省の上に立ちましても、今後もう生産の段階から極力計画的に持っていくかなきやならない。

先生御承知のとおり、今度の重要野菜需給調整特別事業につきましても、いま御指摘の四つの品目につきまして、できるだけ作付の段階で全国的にある程度余裕のある作付をしてもらおうと。そして、それによって今度は生産のときにある程度調整をすればいいわけでございます。ある程度余裕のあるひとつ作付をしていただいて、とにかく供給が必要以上に行い得る、こういう生産体制をつくっていきなさい、こう考えておるわけでございます。その他、あるいは従来もやってま

いりましたけれども、集団野菜団地の育成だとか、あるいは従来からございす野菜価格安定法につきましてもその適用の範囲の拡大であるとか、いろいろあわせてやってまいりますけれども、いずれにしても、今回の反省の上に立つて、ぜひ二度とこういう国民に御心配をかけないような形で、ひとつ野菜を安定的に供給できるように努力をしていきたいと考えておるわけでございます。ですから、もちろん国民に対して、そういうことをやってまいりますから、今後は二度とこういうことの起きないようにひとつ努力をしてまいりますと、こういうことだけははっきり申し上げられるわけでございます。

○原田立君 局長、ぼくはこれ二月の十三日の新聞を見ておるんですけれども、そのときに、キャベツ一個五百円、それから白菜は一株八百円、それから大根は一本三百円、こういうふうな報道されているんですけれども、あなたの言った金額と大変違うんだね。もちろん、二月といまとは大分違うんですと言えは言えるんだけれども、こんなに差がついたんですか。

○政府委員(森美孝郎君) ただいまの御指摘の数字は小売価格ではないだろうかと思っております。小売価格については、一番高値の時期はその価格があったことは事実でございます。

で、卸売価格で仮に申し上げますと、大根が、大体一キロのものが、高値が百五十円から二百円の時期があったわけでございますから、まあ大体一本二百円という形になるわけでございます。小売価格が二百五十円から三百円ということになるだろうと思ひます。それからキャベツにつきましては、大体標準品が一キロと考えますと、卸売価格は高値の時期は四百五十円から五百円に近い数字があったわけでございますから、これはやはり五百円から六百円という価格があったことも事実でございます。それから白菜につきましては、実は大きさがまちまちで、なかなかわからないんですが、標準品を見ますと、大体二キロとお考えただいていいと思ひますから、高値の時期は、

二百円もある時期を超えたわけでございますから、卸売価格で大体二キロで四百円から四百五十円と。したがって小売価格が大体二キロのものであれば六百円ぐらいと。それで、さらに三キロ等の大きいものなら八百円とか、八百五十円という価格を呼んだこともございます。

○原田立君 私もちよつと勘違いしたようでありましたが、先ほど局長が言った数字は、じゃ卸売価格でした。まあ若干の食い違いがあったと思いますが、いずれにしても余り安くなつていません。

ところで、野菜の価格安定対策に対する五十五年度予算案を見ますと、かなり心配な点があるんです。というのは、五十四年度では約百五十八億五千五百万円に對して、五十五年度では百一十一億七千九百九十九万、三割近くカットされている。先ほど質問があったのでございすが、さらに問題なのは、これだけ国民に迷惑をかけている秋冬期重要野菜計画生産出荷特別事業、十八億四千三百万円が全額カットされているのであります。これ果たして万全な態勢で野菜対策ができるのかどうか心配するのでありますけれども、いかがでございますか。

○政府委員(森美孝郎君) 二点御指摘があったわけでございます。野菜の価格安定対策の予算は、確かに当初予算としては五十四年度百十五億に對して、五十五年は八十億ということになっております。しかし、実は野菜の価格安定制度につきましては、国庫債義務負担額を計上しております。これは五十五年は増額を計上しております。これは五十五年は増額を見ました補正予算において五十七億の手当が行われておまして、五十四年度中の資金の取り崩しに係る分についての再造成のため、この予算の中で二十九億円予定しております。こういった状況から、実質はむしろ拡充されておまして、全体といたしましては指定消費地域も四都市拡大しております。品目も拡大をいた

しております。こういった意味では、実質的には総額として確保が図られているというふうに御理解を賜りたいと思ひわけでございます。

次に、御指摘の第二点の、秋冬期の重要野菜需給調整特別事業の取り扱いでございます。これは端的に申し上げますと、五十二年、五十三年、先生御指摘のように大豊作で価格が下落したわけでございます。農家の所得は市場価格にやはり直結しておりますので、再生産意欲が後退してきていることは否めなかつたわけでございます。やはり基調としては、過剰に転じつつあるという基調はあったわけでございます。こういった基調変化の中で、従来の秋冬期特別事業というのは、いわば出荷段階で廃棄等を通じて必要な調整を行うための必要な経費を支出する道を欠いて、仕組みが欠いていたということ、やはり過剰生産にながらるものとして、需給の安定と生産サイドから見ると矛盾する側面を持っていたことは否めないわけでございます。

こういった意味で、実は五十五年度からは秋冬期の重要野菜需給調整特別事業はやめました。新たに重要野菜需給調整特別事業を実施することとしております。この事業につきましては、適正な需要量を見込んで、ある程度ゆとりを持って作付を実施させ、出荷段階において廃棄等を通じて、出荷調整を行うということを念頭に置きまして、これに必要な経費を初めて予算的に支出できるように基金を、二カ年計画で主要生産者団体に造成させてまいりたいということなわけでございます。私どもはむしろ、従来はどうもあの事業だけでは価格の動向がストレートに作付に反映する。これを今度の新しい事業では、生産段階、作付段階と出荷段階にいわば緩衝する仕組みをつくるという形によって、より今日の需給基調のもとでは生産を安定化させるのに役立つのではないだろうか、このように思っているわけでございます。

○原田立君 農畜園芸局が約二十年近くの長期にわたって地力保全の基本調査を実施し、その結果をまとめたものが報告されているわけでありま

が、その中で、畑地におきましては不良土壌の面積は六八・六％、水田については約四〇％、これが不良土壌となっているわけでありますが、こういうようなことが生産力の阻害の要因ではないのかと。この不良土壌面積、不良土壌をば、もっと地力を回復する、培養する、そのために今後しっかりとした対策をとるべきではないかと、こう私は思うのでありますけれども、その点いかがですか。

○政府委員(二瓶博君) ただいま先生からお話ございましたように、地力保全基本調査の結果で、水田、普通畑につきましてはたゞいま先生のお話のとおりパーセンテージになっております。したがって、地力の培養といいますが、この面につきまして力こぶを入れていかなければならぬかと思っております。

そこで、具体的にはどういうようなことをやっているかというところでございますが、一つは、五十年間から全国的に土づくり運動というものを展開をいたしまして、何といひしてもやはり農家の土づくりに対する意欲の高揚、これが大事だということをやつてまいっておるわけでございませう。それとともに、これにあわせて、農家の方々が地力培養というものを力を入れていかれるように、一つは地力診断、これを農業改良普及所等を軸にしまして地力の診断事業というものをやっておりますというのが一つでございます。

それから堆肥センター等の設置等の助成によりまして、やはり農家の方が堆肥を増投する、あるいは稲わらなり麦稈等をすき込むというように、あるいは耕種農家が畜産農家との連携をとりまして堆肥を増投をするというように、ことをやっておりますというのが第二点。

それから第三点といひましては、先ほどございましたが、畑地等におきましては相当不良土壌といひますが、多いわけでございます。したがって、土壌改良資材の施用等を進めていく、あるいは、所によりましては深耕をする、浅層排水等の関係を進める、こういうものの機械導入の助成

も強化していくということ。

それから第四点といひましては、やはり県なり農業団体、そういう指導組織を通じて、化学肥料の施用につきましても、これは適正な施用をしていく、あるいは不適切な運用、こういうものの回避をするための適正な輪作体系の導入、こういうものを技術的な指導もやっていくというように、総合的にいろいろその面は取り組んでまいっておりますが、今後ともさらに力こぶを入れていきたい、こう思っております。

○原田立君 局長、じや地力培養のための大体総予算額はどのくらいですか。

○政府委員(森実孝郎君) 地力培養関係の予算は各局にまたがっておりますが、まず農蚕園芸局関係……

○原田立君 合計でいい。

○政府委員(森実孝郎君) ちよつと合計は出しておりませんが、じや、大ざっぱに大項目だけで申し上げます。

調査とか地力培養の実施奨励事業として約二億二千万、それから作物別の生産対策の一環として、地力対策関係が三十二億、それから、特に野菜につきましても、集約産地の育成関係で全体といたしまして約十二億五千万、それからもう一つは、大きな柱として、畜産経営の環境保全の一環として行う地力培養関係で、果樹、団地、複合地域の対策事業をすべて含めまして約七十五億円の予算が計上されております。

○原田立君 大臣、先日は神奈川県三浦の方にいられて、生産農家の皆さんの直接の声を、生の声をお聞きになったのでありますけれども、その御感想はいかがですか。

○國務大臣(武蔵嘉文君) まあ私はとにかく野菜をより多く出したきたいという気持ちで行つたわけでございますが、そういう点においては十分理解を示していただきまして、とにかく今後ともできるだけ協力をしたいということ、それからまた先ほど、なぜ品薄になったかという理由に

おいて、台風が二回も来たとか、長雨があつて非常に被害が出たとか、いろいろ話がございますが、そういう中にあつても、特にあの三浦半島においてはそれ以外に、塩害と申しますか、台風のとときに非常に潮風によつてやられたのが大変あるというのを聞きました。その潮風にやられた大根の葉っぱのあれを洗い落として、そして何とかひとつ生き返らせたいという苦勞話なども承りまして、非常に感謝をしながら、そしてまた三浦半島は、正直、私は大変優等生ではないかと思つたのでございまして、三浦半島に関する限りは私は大変よい印象を受けて帰つてきたわけでございまして。

○原田立君 実は私も現地に行きたかったのであります。行けなかつたので、実は秘書を千葉県と茨城県の方に行かせまして、現地調査したんです。そうしたところが、今回の異常高騰の最大の原因は、第一番目には、いまも指摘しているように、地力の低下、それから第二番目には二年続きの暴落に対する農政不信からの自己防衛、こういうようなことをあけつて広げにいろいろお話があつた。台風や長雨というのをさつき森実局長は言つていたけれども、それもないとは言ひませう。だけれども、それよりも、いまの地力の低下あるいは農政不信、ここいら辺が非常に大きな原因になって今回のようなことになったのではないかと、まあ私もそう思うし、また、現地もそういう意見が強くあつた。こういう点についてはお聞きになつていらっしゃると思いますが、大臣いかがですか。

○國務大臣(武蔵嘉文君) 正直、三浦半島へ参りましたときには、地力の低下というお話は実は出なかつたわけでございます。それから、暴落の影響という点については、そういうことにおいては出なかつたわけですが、ただ、価格について、いろいろ言われるけれども、あの暴落をしたときは大変私どもつらいつつたわけでございます。しかし、そういう本当に全くコスト的に合わないような形であつたというものであつたけれども、いま努力をしてやつてまいりましたと、だから、いま

高い高いと言われるけれども、そういうこともひとつ御理解いただきたいという話は出ましたけれども、それによつて生産意欲が減退をして野菜の品薄になったという、直接のそういう説明はございませんでした。

○原田立君 それは三浦ではなかつただろうと思ひますけれども、いま私の言つた例は千葉県と茨城県の話なんです。ちよつと場所が違ふから意見が違ふんだけれども、思ひますけれども、だけれども、大臣にはそこいら辺ぐらゐしか言わなかつたんだらうと思う。だけれど、本心はそんなものじゃないです。だから、もしそうだと思つたらば、大臣非常に甘いと思ふんです。認識が。

これも実は茨城の方の話なんですけれども、農家の方が地表二、三十センチを機械で耕し、化学肥料の多投によつて土地がすっかりかたくなつてしまつてゐる。まあ地表三十センチほどを取り除き、ハンマーでたたくと土がカンカン音がすると言ふのです。そんなことを秘書が言うから、そんなばかなことを言うなと言つたら、本当だと言ふんです。カンカン音がする。また雨が多くなると、そんなふうにながたかたいだから、上の方はもう畑がだぶだぶになつて水があふれ、そして病気が発生したらば畑全体にひつかつてしまふ。だから、少し強い台風が来たりあるいは雨が降つたりすれば、病気が多発したり、今回の不作、高騰につながると。これが現在の野菜農家の実態であり、これほどまで地力が低下しているという具体的事例、ほんの実例にしかすぎませんが、大臣、こういう地力の低下、化学肥料の投入によつて地力が低下していること、これは重大な問題だらうと思ふんです。どういふふうに対処なさつておられるのか、あるいは今後どういふふうな問題に対してどういふふうに対策を講じようとなさるのか、その点をお伺ひしたい。

○國務大臣(武蔵嘉文君) 畑の地力が非常に低下をしてゐるということについては御指摘のとおりだと私も思ひます。正直、今後やはり土壌の改良をや、そして思ひ切つて地力を強めていかなき

やならないということは当然でございます。先ほど局長から答弁を申し上げましたように、現在においてもいろいろの施策を講じておりますけれども、今後よりその点については強力に進めていって地力を回復させないといけない、こう考えております。

○原田立君 土づくり運動の中で最も重要な点が指摘されているのでありますが、それは有機物施用の減少傾向——ここに文書があるんですが、「最近における有機物施用の減少傾向はこの連用効果とは逆に徐々に生産力水準を低下させ、また異常気象年次における極端な収量の低下につながるものとして深く憂慮されるのである」というのがあるのですが、秋冬野菜不作の原因は、台風や長雨、もちろんそれもあるでしょう。だけれども、気象条件が直接の原因というのではなくて、むしろその前に、いまでも何度も指摘するように、地力の低下であり、第二番目には農政不信というものであり、台風や長雨はそれを増幅させた一条件にすぎないと、こう私は思うのであります。大臣は土づくり、土壌改良、地力の回復については措置を講ずるといふふうに言われましたけれども、再度お考えをお聞かせください。

○国務大臣(武蔵野文君) 私自自身がどうも野菜の価格との関係、野菜の価格が高くなり、それは供給が不足したと、それは地力の低下によるものであると、どうもそこまでストレートになかなか議論がいかないのでもことに恐縮でございますけれども、しかし、そう言われればそういう点も私はあったのかもしれないと思ひます。いずれにいたしましても、野菜だけでなく、田畑の地力をより強力なものにしていかなければいけないことは、これは農業の将来振興にとっても当然のことでございます。そういう意味で、先ほど申し上げましたように今後ともより強力にそういう政策を進めていきたい、こう申し上げたわけでございます。

○原田立君 野菜価格の安定について別の角度からお伺いするのでありますが、白菜を例をとって

みますと、不作からの品薄により高値につながります。こんなときよく行われる現象として、産地のいわゆる畑買い、青買いが横行するわけでありまして、このような行為は野菜の高騰にますます拍車をかける結果が生ずると思ひのであります。こういうような点についての実態把握、つかんでおりますか。

○政府委員(森実孝郎君) 御案内のように、青果物の出荷につきましては、系統出荷と個人出荷と商人出荷の三つがあるわけでございます。共通が不要で、比較的包装資材の要らない地場の白菜とか大根等についてはどうしても個人出荷の比率が高くなり、商人出荷の比率もかなり高いと、商人出荷が大体二割ぐらいあるだろうという状況でございます。

御指摘の畑買い、青田買いは、収穫前、直前に買うのが通称畑買い、立毛中に買うのが青田買いと言っておりますが、かなり行われていることは事実でございます。

本年度の例については、私も実は茨城、群馬等について調査を十二月来行っております。概況を申し上げますと、茨城の畑買いは大体十二月で終わっている、群馬は大体一月中旬まで行われたという事情がございます。ただ、価格はどうやって仕切っているかと申しますと、まあここに具体的な数字もございまして、たとえば群馬の例で言いますと、十二月の中旬は二十万円で仕切った、一月中旬は六十万円で仕切ったというふうに、大体それぞれの中身の中央市場の卸売価格を基準として農家は仕切っております。そこで、結局立毛中にその時点の価格で仕切っておりますから、その価格が高騰いたしますと、その分が農家に帰属しないので商人に帰属する、利益の帰属の問題があるというところは事実だろと思ひます。しかし、商人が買ったものにつきましても、収穫後速やかに市場を通して売却することは青果物流通一般の例でございます。卸売価格自体にそのことが影響しているというふうには思っております。

○原田立君 群馬県の邑楽・館林地区では、昨年暮れからここの初めにかけて業者が入り込み、十アール単位で買い付けるといふいわゆる共販崩しが行われております。茨城県でも同じようなことが行われ、反当たり四十万ともあるいは六十万とも言われておりますが、このような行為は価格に影響することは当然じゃないかと私は思ひます。価格安定の立場からこの点に対する見解はいかがですか。要するに、何かいま局長は三種類あるから云々というように言っておられるけれども、こういうような畑買い、青田買いみたいなようなことは認めておられるんですか。

○政府委員(森実孝郎君) 先ほど申しましたように、結局値上がりした時点で収穫して出荷すれば、農家に利益が帰属するものが商人に帰属しているという実態は明白でございます。この問題は、はっきり申し上げるならば、これは結局農家の自覚なり、系統、特に末端の単協の指導力が大きく物を言うと思ひます。現に私も調べたところでも、単協の共販率が高いところではほとんどこういう事例はないわけでございます。

元来、青果物の流通は自由でございますし、先ほど申し上げたように、個人出荷が総じて言えば四割、系統出荷が四割五分ぐらい、商人出荷が一割五割という実態もあるわけでございます。しかし、先生御指摘のように、野菜の需給と価格の安定を図るためには、やはり系統出荷比率を高めることが当面の私も課題だと思っております。そのような意味で、実は野菜の価格安定制度のカバ率を上げて系統出荷をバックアップしていく。それから集団産地の育成を図りながら、それを系統出荷に結びつける。さらに、先ほど大臣からもお話し申し上げましたように、本年から実施します重要野菜の需給調整特別事業で、系統を中心にしたしまして、作付から出荷に至る調整の体制をつき、十分ゆとりを持ってつくりながら出荷段階で調整する方法をつくる、こういう努力を続けておるわけでございまして、こういった努力を着実に積み重ねることによって、系統出荷が主要産

地において決定的な支配力を持てるような実態をつくるのが基本ではなからうかと思っております。

○原田立君 結局私結論として言いたいのは、地力が衰えている、不良土壌がある。そういうようなところが生産量の確保ができないことにつながっていく。だから、もちろん直接の原因は長雨あるいは台風等もあったでしょう。これは私は否定はしませんけれども、もっとその前にやらなければいけない問題は、地力の培養等をやらなければいけないんじゃないかという点を強く指摘するわけなんです。この点は十分考慮するということですから、それ以上は言いませんけれども、ただ単なる長雨や台風だけに原因を押しつけるということでは私は断然承服しがたい。その点の反省をしてもらいたいと思ひます。

余り時間ありませんが、次にえさ米の問題についてお伺いしたいのでありますが、飼料米の今後の位置づけについてはどのように考えていくのか。また水田利用再編対策に伴う転換奨励の対象に入っている飼料作物の中に飼料米を含めるのかどうか、その点はいかがですか。

○国務大臣(武蔵野文君) 飼料米につきましては、現在までのところ、転作奨励金の対象に入れているのは農林水産省としては考えてきていなかったわけでございます。しかしながら、国会におきまして、いろいろの方々から、えさ米についてもっと前向きに取り組みと非常に強い御要請を受けたわけでございまして、また全国的にも、私どもの農事試験場でもやっておりますが、十一県の農業試験場でもいま試験がなされておりますし、また個人においても相当熱心にこの研究に取り組んでおられる方がいらつしやることを私も承知をいたしております。また一方飼料穀物はほとんどいま輸入に依存をいたしております。そして今後とも、養豚なり養鶏なり、その増加分に伴う飼料穀物を輸入せざるを得ない。これが結果的に長期の見通しにおける全体の穀物自給率の低下につながっているわけでございまして、

そういう観点からすれば、もしそれにかわるべきものがあれば大変いいことでございます。

そこで、飼料米がそれにかわり得ないのかと、
 こういうことでございまして、いまのところは非
 常にコスト的にかわり得るようなところまでいか
 ないと、こういう話になっておるわけでございま
 すけれども、また識別の問題もございしますが、私
 といたしましては、しかしせつかくそういう御執
 心に研究していただいている方もございますし、

一度ぜひ現地において直接そういう御苦労いただ
いている方のお話を承りながら、私としてこの問
題について判断をしていきたいと、こう考えてお
るわけでございます。

○原田立君 今後主食用の米麦については、麦の方は需要が横ばい、米は減るという見通しがあると思うのでありますが、総カロリーとしての維持は、牛乳、乳製品及び肉類という畜産食品にそのウェイトが移ってくるのではないかと思うのであります。穀物の総合的自給率向上のため、特に飼料用穀物の生産対策をどう考えていくのか。

○国務大臣(武藤嘉文君) いまも申し上げましたように、いわゆる養鶏・養豚、その他畜産関係は、ある程度今後とも消費がふえたと見込んでおるわけでございます。それに対して、それじや飼料穀類を物を増産をしていくかどうかという問題は、い

お答えをいたしましたように、現在の時点においては飼料穀物は輸入に從來どおり頼らざるを得ないだろうと、こういう判断に立っておるわけでございます。しかし、国内でできるだけ自給できものは自給しなきゃいけないというのが私ども基本的な考え方でございますので、もし海外の飼料穀物と比べて相当コスト的にも見合うようなのできるならば、国内で自給をしていくのは然である、こういう考え方に立っておるわけでございます。

○**原田立君** 現在検討されているえさ米をやるやらないかによって水田利用再編対策の内容が大きく変わってくるのではないかと思うのでありますが、実現する方向であるのならば、早急に本

的な検討を加え、何年までにどういう明確なめどを立てるか、そういうふうなことをもつとはつきりしていくべきではないかと思うんです。先ほどは大臣は直接研究者に意見を聞いてそれから決めたいというようなことでありますが、やっぱりこれは一大臣の考え方によつて決まるような問題でなくて、日本全体の農政という大きな観点から決められるべき問題だろうと思うのでありますがお聞きしたい。

○國務大臣（武藤嘉文君） この問題についても農政審議会で議論をしていただいておりますのでござい
ますけれども、率直に申し上げまして、従来の消
極勢としては非常に消極的なのでございます。消
極的ということは、とても特定作物には考えられ
ない、万が一に万が一に万が一に万が一に万が一に

ない」とう方向の方が正確強いわけでもない。しかし、それではいま一生懸命やっておられる方々に対してもまことに申しわけございませんし、非常に、現在までやってまいりました稲作技術を活用するという点においてもプラスでございまして、また、なかなか乾田にならない、渾田で

なければならぬところも相当全国的にあるわけ
でございまして、そういうところの活用にもなり
ますし、本当にできないのかどうかを私自身が判
断をひとつしてみたいと、こういうことを申し上
げておるわけでございます。

○原田立君 次に、転作奨励補助金の問題でありますけれども、何か大蔵省は財政の逼迫を理由に抑り下げなどを考えているというふうに聞いておられますが、農水省はどのように受けておめているのか、大蔵省の言い方になって補助金の切り下げなどは断じてすべきではないと、こういうふうに私は思うのであります。お考えはいかがですか。

○国務大臣(武藤嘉文君) 五十六年度から水田利
用再編対策の第二期ということになるわけでご
いまして、当然奨励金その他についても、その前

に私ども検討を加えなきやならないと考えておりますが、そしてその辺においては、けさほど御答弁を申し上げましたように、米の収益性とその他を十分考えていかなきやならないと思っております。

わけてございます。それで、具体的に何かこう、すでに金額についての検討が、大蔵省から何か言われておるのではなからうかということでございますが、私の承知しておる限りは、そういうことは何もいまのところございません。

○**原田立君** ないということをはつきり大臣は答弁なさっているんですけども、まあ大臣がそう言うなら間違いないかろうと思うんですが、じや、局とか課とかあるいは官房長のところへ内々に言ってきたとか、そういうことはないんですか。

○政府委員(渡邊五郎君) そのような事実はないと
いせん。

○原田立君 そういうようなことはないといふこ

○国務大臣(武藤嘉文君) 先ほどからお答えをい

たして持ちますように、五十六年度からの第二期の対策を考えていく場合においては、当然奨励金金策についても考えて見直しをするわけでございますが、米の収益性との絡み、またその水田利用再編

対策の進みぐあい、いろいろな観点から考えていかなきゃならないと思っておるわけでございまして、いずれにしても、そのときに出てきた数字、どうしてもこれだけは奨励金として確保しなければならぬと出てまいりましたものについては、

財政当局に対して強くそれは要請をし、その確保について万全の措置がなされ得るように努力をしていく考え方でございます。

○原田立君 大臣、簡単に結構だけでも、引き下げるようなことはしないという断言はなさっていないんです、いまの答弁は。その時点になって考えると、こう言っている。私は下げるべきではない

と、こう言っているんですけども、そこに答弁と質問とのかたいギャップが出ている。もう一遍、再度お伺いしたい。切り下げるようなことはしないと、こういうふうに受けとってよろしいですか。

○国務大臣(武藤嘉文君) 大変恐縮でございますが、まだそれは私は引き下げるとも申し上げてい

ないわけでございます。その時点で十分検討を
さしていただきたいということで、いま引き下げ
ないと言えども金額はそれで出ちやうわけでござ
います。私としては、いま現在においてまだそ
の金額を申し上げるような検討もいたしておりま
せんし、そういう時期ではないということで、ひ
とつこれだけはお許しをいただきたいと思ひわけ
でございます。

○下田京子君 お尋ねします。

大臣、農業の発展の保障というのは、何といつてもやっぱり農業経営の安定、同時に農業所得の安定的な確保ということが私は基本ではないかと思ふんです。ところが、驚きました。このまま行つたら五十四年度の農業所得はマイナス成長に転

落する結果になると思うんです。といいますのは、昭和五十五年二月二十九日公表で、農林水産省統計情報部の「農家経済収支」というのを見ましたら、これは五十四年四月から十二月の九カ月でございませうけれども、この累積値を見ますと九万九千二百六十六千四百七十七円で、前年同期比でもって五・九%減少してゐるんです。残すところあと三

五・九％減少しているんです。死すところまでいって、カ月なんですけれども、もう、農業資材の値上げがどんどん相次いでいるという状況を野放しにしておいては、これは近年にまれというように農業所得のマイナス成長、転落ということは確実になな

決意として述べられておりますけれども、農業の発展、そしてそれに携わっている皆さん方に将来

希望を持っていただくために全力を傾ける覚悟でございます、こういうふうにお述べになっているんです。私は、具体的にお願いしたい点は、この御決意、御覚悟を裏面にいますぐ行動に移してい

いただきますという点で、先ほどから議論になっておりましたけれども、これら農業所得の安定という点で大事なものは農業生産資材の値上げを抑えていくという点かと思うので、その点でのいわゆる電気料金問題です。

一つは、農事用電力の制度の存続をということ
です。これは北電の場合には本則供給規程の中に

残りしました。ですから、残り八電力も当然だと思
うんです。

同時に、先ほどから、局長答弁でございますけれども、農事用電力料金の値上げも抑えてほしい、あるいは農事用電力の範囲を拡大してほしい、さほど多くの皆さんの要望でないようなお話があったんですが、それじゃ決してありません。全国団体はもちろんですし、福島県にありまして、農業会議あるいは県中央会等含めて十三団体、連絡会をつくりましてやっております。ですから、私は、局長答弁ではなくて、大臣に、この点についての具体的な御決意と見通しをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(武蔵野文君) 私どももいたしましては、農業者が農業生産をやっていた上において電力料金が上がるという事はなかなか大変なことでございます。極力抑制する方向に努力をしていかなければならないのは当然でございます。

そこで、農事用電力が、いま本則にあるのが附則に回されて、結果的には、従来の方とはともかくとして、これから新規の方は高い料金を払わなきゃいけないというようなことではこれは大変困るわけでございますので、その点については本則にそのまま残るように私としても極力努力をした、こう考えております。

○下田京子君 いま三つ私はお尋ねしたんですが、大臣、一点のみしかお答えありません。それはまた後でお聞きすることにします。

通産省の方、じゃお尋ねしたいんですが、すけれども、私、事実の確認について通産の方に御確認をいただきたいと思ひます。

申請どおりにもし実施されますかどうかというところで、具体的な事例で東北電力の場合を例にとりたいと思ひますが、特に農事用電力の中の灌漑排水を例にお尋ねします。

これは、福島県農業会議が試算したもので、供給電圧が二百ボルト、契約電力が五キロワットで、一カ月の使用電力量が七百キロワット

アワー、力率が九〇%の場合、ただし、夏季使用あるいは低圧電力は電気税を除く、という場合の計算なんですけれども、現行でいった場合には、灌漑排水用電力の場合に、一カ月五千二百八十円かと思ひます。それで計算しますと、ところが今回の――大臣よろしいですか、具体的なことなんです、基本料金の値上げとそれから電力料金のアップという、それだけでも九千九百三十九円と、現在に比べて八・二%のアップということになって、平均よりも大変高いものになります。それからさらに、いま大臣もお答えになりましたけれども、本則規程から外されるということになった場合には、灌漑排水用電力の場合、これは新規分全部が特別料金の単価が適用になるはずなんです。となりますと、基本料金でも、これは一キロワットで三百六十円のもの、実際に六百円になります。それから電力料金は一キロワットアワーで五十銭のものが何と二十五円十七銭ですね。計算しますと、これは二万五千二百九十九円と実に四・八倍にもなると。この試算は間違いないかと思ひますが、どうでしょうか、御確認いただきたいと思ひます。

○説明員(堀田俊彦君) ただいま先生から前提としてお示しいただきました数字の中で、力率等につきましては私はいくらもありませんでしたけれども、大勢として、仮に申請値がそのまま認められた場合にはその程度の大幅な値上がりになるというところで、正しいと思ひます。

○下田京子君 通産の方、ありがとうございます。大臣、いまのお話のとおりなんですが、申請どおりにもし認められると大変なアップになるという御確認は、具体的な事例として御認識いただけたかと思ひます。

さらに、福島県の個別の事例で恐縮なんですけれども、会津の塩川町の土地改良区に行きましたら、十アール当たり六百六十九円というところもございまして、ところが、片やそうも遠くないところで、高田町というところがございまして、その

場合には十アール当たりが五千八百八十二円、こういうところもあるんです。非常に格差は全国的にばらばらでありますけれども、高いところは現行でも十アール当たりこれほど払っているわけなんです。

というのを改めて御認識いただきました上に、さっき私が尋ねました本則に残すというのはこれは当然かと思ひますけれども、同時に、電力料金のアップという問題にも問題が残されておりますし、先ほど来からいろいろ議論になっておりますけれども、総合農政という問題やら、いまの水田再編対策という中で、農事用電力への適用拡大をというの、多くの農家の皆さんのこれは希望であると思ひます。そういう点で再度大臣の御決意をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(武蔵野文君) 総体的に極力抑えるように努力することは当然でございます。

それから、いまの本則に残すというのは、私先ほど答弁を申し上げました。適用拡大についてもこれは努力をしていかなきゃならぬということでは、新しい問題でございますから非常にむずかしいかと思ひますが、努力はしていかなくやならぬと思ひます。

○下田京子君 私、この件についての最後の私のお願いを申し上げたいんですが、決意のほどはわかりました。聞けば二十一日に閣議決定というふうなお話なんです。ですから、いまの決意に沿ってぜひ皆さんにこたえられるような、そういう結果を期待したいと思ひますが、あえて私は一点指摘しておきたいんです。

公共料金の問題につきましては、わが党の場合には凍結ということを主張しております。特に、この電気料金の問題については、いまお話ししました農事用電力に限らず、一般国民に、一般家庭に大変な大きな影響を与えているといま大問題になっております。特に査定を厳密にしていまいたいというのが大方の皆さんの希望であります。私はあえて申し上げたいんですが、東北

電力の場合には、燃料費の場合一つとりまして、たとえば原油が一バレル当たり三十ドルと。ところが、これはそれで計算できるのに、さらに大変な額で計算されているというところの水増しの問題、あるいは過大見積り問題、内部留保のこと等ございまして。そういう点をきちんとくぐらえていて通産並びに関係者と交渉をしていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○小笠原貞子君 道漁連の問題について伺います。

百三十億という欠損金が出たということなんですけれども、ずばりお伺いしたいんですが、すけれども、大臣、この百三十億の欠損というのは西村課長の空売りがすべてであるというふうにございまして、いらつしやるかどうか、簡単にお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(武蔵野文君) 赤字百三十億というのは、道漁連の関係はもう一つ例のかずのことがございますので、その内訳について私はよく承知をいたしておりますが、――百三十億そのもののあれが全部道漁連の例の西村課長に關係したものであるか、そこまで私は十分には承知をいたしておりません。

○小笠原貞子君 それじゃ次に伺っていきます。

本場にこの問題は非常に大きな問題になっているわけなんですけれども、大きな問題になっているのにもかかわらず、私がいろいろお伺いしたりしております、本場に水産庁は本気になって真相究明をやるうとしていらつしやるかどうかという点、非常に私は残念に思ひます。道漁連がこれまで出しているらしい報告書について資料を出していただきたというふうな申し上げでも、水産庁からお出しただけでありませんでした。そして、道漁連がいまのところ一応公にしているのは、道議に提出いたしました「あらまし」というものがございます。この「あらまし」というものがあるわけなんです。しかし、この「あらまし」というのは肝心なところが抜かされている問題がある

わけなんです。私たちがいろいろ調査しております中で、こういうのをいただきました。道漁連営本事件地区代表者調査委員会というのが出ております。この資料を見ました。この資料の中から抜けている問題がたくさんあるわけなんです。この資料の中で抜かされている問題というのは何かというところを出してきますと、第一に、内部決裁のあいまいさ、形骸化という問題が指摘されております。同時に、取引カードの、参事、担当部長の決裁がなされているかどうか、経理部、担当部との間に意見の食い違いがある、こういう大事な問題が第一の問題です。それから第二の問題として、伝票の仕入れ起票の即日払いの容認、空売りに係るものがほとんどそうされていたという問題がここに指摘されております。それから第三に、昭和五十二年から五十四年に不正取引の情報が集中してもたらされているということもここに指摘されております。それから第四に、昭和五十四年四月から十月まで、営本員外取引扱い高の四百二十四億円の七〇%が仮空取引と推定されるという、ざっとこの四つの点など、これはまだ一部と言ってもいいと思いますけれども、この重要な指摘の事実がございます。水産庁とされましている御検討もされ、調査もされていると思っておりますけれども、この百三十億が本場に空売りによって出された金額だというふうにお考えになつていらっしゃるかどうかという問題、お伺いしたいと思います。

○政府委員(今村宣夫君) 今回の道漁連の空売りによる欠損問題につきましては、私たちとしては、いままでこの遺憾に存じております。したがって、この問題の全容を明らかにするということにつきましましては、道漁連自身もそうでございますが、私たちとしましては全力を挙げて取り組むつもりでございます。決してあいまいな態度で対処するつもりはございません。調査の過程でございますから、いろいろと説明が不十分であり、またその点について御不満であるということはわかるわけでございますが、問題は非常にむづかしい

うございまして、しかも長期にわたる事件でございますから、これについての説明はきわめて困難な事情にあるわけでございます。

現在までの私たちの、あるいは道漁連におきまして調査によります空売りの損失が約百三十億でございます。これは数字的には私はそんなに動かない数字であると思ひます。若干あるいは動くかもしれないけれども、まず大体その程度の数字であると思ひます。その欠損が、要するに担当者個人の空売りによつて生じたものだけではないのではありませんかというふうな御指摘でございますが、私たちの現在までの調査によりますと、大体その空売りによつて生じた欠損であるというふうには把握をいたしております。

○小笠原貞子君 この重要な指摘がされている報告書によりますと、空売りの発端というのは、冷凍ニシンなど、昭和四十八年から五十二年の五年間にわたつて五億ないし十億の欠損が出たというふうな書かれてあるわけなんです。これは五年間で五億ないし十億という非常に大きな数字が出ているわけですね。ここで、空売りの始まつた時点での、スタートしたときの金額、まあ元金と言ひましようか、出発の金額というのが幾らであったかということが非常に大きな問題になると思ひます。これがたとへば五億であったか一億であったかというところから動いていきましたとして百三十億になったかということになるためには、この元金が幾らだったかということが非常に問題になります。これによつて、この百三十億という欠損が出たという中身もいろいろ変わってくるわけですね、いまおっしゃつたように、空売りだけなのか、ほかの要素が入ってくるか。ということになりますと、これは本事件の非常に重大な性格を左右する問題だと、私はそう言わざるを得ないわけなんです。それはもう御承知のことだろうと思ひます。

そういう立場からいたしますと、この四十八年時点、西村課長個人が言うことではニシン、というところから始まつているとすれば、この時点

で調査する必要があるのじゃないか。われわれが調査いたしましたところでは、昭和四十八年当時、東京支所の取引扱い高はわずかに十億円にすぎません。しかも、冷凍ニシンなどの取引扱い高が当時一億幾らだったのかというところが問題になるわけでございます。もし仮にその欠損が一億程度だったとすれば、とうてい百三十億にはならないわけですね。だから、いろいろとむづかしいとおしやるけれども、四十八年時点、東京支所の取引扱い高十億、その中で冷凍ニシンというのは一体幾らだったのかというところは調べられるはずなんです。まず、そのところを調査していただきたい。調査する気があるか。していただきたいと思います。

○政府委員(今村宣夫君) 問題になりました発端は、四十七年当時の千七百万円の二重売りの補てんのための空売り、それから四十八年ごろのニシンの販売に対して相手方に与えた損失をカバーするための架空の取引、そのほか、冷凍ダコであるとか鮭鱈等における生じた損害をカバーするための架空取引ということでございますが、この御指摘の時点におけるそれぞれの損失額は幾らであったかということは、私たちも調査の必要性を認め、調査をいたしておりますが、その当時の書類は残念ながらないというところで、本人の記憶に頼るを得ない。本人のいろいろな供述といひますか、申し述べるところによりますれば、あるいは十億と言ひあるいは五億と言ひまして、その点は判然と現段階ではいたしておらないわけでございます。

○小笠原貞子君 いろいろとなすつていらつしやるけれども、本人があいまいだということなのですけれども、私はできると思う、やり方によつて、それは時間があれますから私はまた後に戻しますけれども、このところを押さえなければ、百三十億になったのか、何が入っているのかかわりませんから、このところをしっかりと調査する必要があるというところだけ指摘しておきたいと思ひます。

○小笠原貞子君 ところで、お伺いしたいのですけれども、業界から事情聴取をなさいましたでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) 関係する業界につきましては事情聴取を始めておりますが、今後もし引き続き実施をいたしたいと思ひます。

○小笠原貞子君 それでは水産庁、空売りストツプの時点で閣下と業界と業者、つかんでいらつしやいますか。売り上げ、仕入れ別に何社である

○国務大臣(武藤嘉文君) こういう事件が起きたことはまことに遺憾に存じておりますし、一日も早くその真相を解明することは当然かと思つております。そういう点については、私も農林水産省をいたしましては全力的に取り組んでまいりたい、またできるだけ早く解明ができるように努力をしたい、こう考えております。

○小笠原貞子君 ところで、お伺いしたいのですけれども、業界に聞けて、今回の事件で水産庁として、業界から事情聴取をなさいましたでしょうか。

○政府委員(今村宣夫君) つかねております。

○小笠原貞子君 何社ですか。売り上げ、仕入れ別に分けて、合計。

○政府委員(今村宣夫君) 空売りが停止された時点におきます本件の売買にかかる仕入れないし売り先となつてゐる会社でございますが、本件売買にかかる仕入れ先であつたものは十八社でございます。それから売り先であつたものは二十七社でございますが、会社全体として、まあ出し入れがございまして、会社として数を言いますと三十社でございます。

○小笠原貞子君 私ども調査いたしましたして、売り上げ二十八社、仕入れ十八社、合計三十社。しかしこれは空売りストップのときに関係した業者でございます。その事前ということから調べてまいりますと、この三十社含めて四十社以上になります。私も調べたのは、これは私の方で押さえております。この業者をずっと調べた中でこれに大手が入つてゐる。この大手が入つてゐることは、その役割り、社会的な責任から考えますとこれは放置できない問題だと思ひます。あえて名前をはつきりさせますと、大手水産会社としては、④大洋というのはいままで言われておりました。それから日魯がございまして。それから極洋がございまして。宝幸水産がございまして。それから大手荷受け、この中には東水、東都水産、それから中央魚類、東京築地魚市場、それから大和魚類、それから船橋⑤、それからトーマン水産というのがございまして。水産庁、確認できますか、いま言った名前。

○政府委員(今村宣夫君) 関係をした会社の名前は私の方ではわかつておりますけれども、どの具体的会社ということは、具体的にどの会社であるといふことはちよつと申し上げることを差し控へさせていただきます。

○小笠原貞子君 申し上げることを差し控へる必要はないと思ひます。私いま申し上げました会社は私の方で調査いたしました。当然皆さんのところでも調査されてゐると思ひます。これは確認し

たいのです。いかがですか。

○政府委員(今村宣夫君) 恐縮でございますけれども、先生のおっしゃつた会社を確認をいたしすことは、会社の名前を役所として公にしたと同じ効果を發揮するものでございまして、したがって、その確認につきましては差し控へさせていただきます。

○小笠原貞子君 押し問答する時間はありません。大変残念です。私もこれはきちつとした具体的資料で確認をしております。

いま言いましたような業者は、空売りは知らなかつたと言つていらつしやいます。私の調査ではそうではないが、知らないはずはないと思ひます。すけれども、仮に百歩譲つたとしても、結果的には空売りの中に入つてゐたということですね。そうすると、この業界に協力を得て、そして業界からも力をかしてやらなければ私は解明というのにはできないと思ひます。道漁連と業界との間がいつ断絶してあります。そういう中で説明しようといつてもこれは困難ですから、だからちよつとばりそのところに水産庁が出ていく必要がある。農林水産省としても、ちよつと道漁連と業界の間を取り持つて、そしてみづからの責任をはつきり持つとおつしやるならば、当然この業界と道漁連の間と一緒に調査を進めていくということがない限り、私は口でおつしやつても調査は進まないと思ひます。その責任においてやつていただけますか。

○政府委員(今村宣夫君) 非常に困難な調査でございますが、できるだけ努力をいたしたいと思ひます。

○小笠原貞子君 困難だから業界と水産庁とそして道漁連と一体になつて調査してほしいといふのが私のいまの質問だつたんです。それはやつていただけますか。

○政府委員(今村宣夫君) いま御指摘のように、業界と道漁連の関係は非常に冷えておるといふことはいまのお話のとおりでありましようし、それから関係会社としまして、まあ空売りに関係をしておつてもまあ事情を知らなかつたといふこと

を言うわけでございます。もちろん水産庁が両者の中に入りその調査をやるということを行ひましても、精一杯の努力はいたしますけれども、非常にむづかしい調査であるといふことを申し上げたいと思ひます。

○小笠原貞子君 いや、むづかしいだらうというのが先になつたんですよ。おたくの見解というものは、だから、むづかしいからとこのままほつといへば進みませんよ。おつしやつたように、業界と道漁連の間というの冷えておりますよね。これいつ暖まるんですか、このままだったら、暖まりませんね。そうしてこの問題を考えるのにもやっぱりこの協力を得なければできない。その協力を得ながら、やはりそこに水産庁としての責任を私は本當に感じていらつしやらないと思ひます。この問題の重要性というものの、性格についても重要性を考えれば、そんなに、やるつもりだけれどもこれは困難だと思ひます。なんといふのがくつくんじや、私はだめだと思ひます。大臣、ちよつとお答えいただきたい。そういう困難だなんてびびつてゐるんじやなくて、やっぱりこれは責任において、業者と道漁連との間のこの冷えたのを取り持つて、責任においてこの真相究明について努力するといふ姿勢をはつきりさせてください。

○國務大臣(武藤嘉文君) 實際にやつてゐるのは水産庁でございますのであれですが、できるだけ私としても水産庁を奮励いたしまして努力をさせるようにいたします。

○小笠原貞子君 大手荷受け四社はすでに東京都が調査に入つてゐます。昨年十二月段階で市場課は要請を都に行つたといふことを聞いております。とすれば、事実上関係業者の調査に入つてゐることになるわけなんですけれども、農水省として、今後卸売市場法四十八条に基づいた検査になつていくのだからどうだろうかといふこと、それから他の地方卸売会社、これについてどういふふうにかつていらつしやるか。どちらにも属さない関係者にもこうした点に準じて調査すべきではないかと思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(森実幸郎君) 道漁連に対する調査のほか、かわり合いを持たつたとされております中央卸売市場の卸売業者に対しては事前の事情聴取は実は行つてきております。一方、開設者である東京都も監査を実施しております。この報告を待ちたいと思つております。私もどなたかしましては、東京都、水産庁と十分な連絡をとりながら、卸売市場法に基づく検査を近く実施したいと考えております。地方卸売市場あるいは一般の間屋につきましては、これはやはりたゞいま水産庁長官からも御答弁がありましたように、状況に応じてそれぞれ協力を求めていくという形で必要に応じて調査をしていかなければならないと思つておりますが、これらについてはまだ概貌も私もはつかんでおりません。

○小笠原貞子君 いろいろ申し上げましたけれども、調査の取つかりがないといふことは言えないと思ひます。非常に困難であるからといふことは私もわかります。しかし、困難であるからといつて避けて通るわけにはいきません。そこはやつぱり農林水産省としても水産庁としても、その責任において、さつき言つたようにこの性格といふのは非常にいろいろな性格が入つてまいります。これは道漁連だけの問題じゃございませんで、これは後でまた次々私はだしていききたいと思ひます。それから、そういう点においてしっかりと御調査をいただきたいといふことを重ねてお願いをしたいと思ひます。

それじゃ運輸省、お伺ひいたします。東京水産冷蔵の在庫証明といふのが新聞に出ておりましたが、通常はコンピュータである、ところが、空売りのものは手書きによつていたといふことになつております。そうしますと、事実の確定のための調査といふことは非常にやりやすくなつてまいります。それから、退職させられたといふ三人がいらつしやるわけだけれども、これもぜひ事情を聞いていただきたい、そう思ひますけれども、いかがでございますか。

○政府委員(鮫島泰佑君) ちよつと第一段の御趣旨がよくわからない点がございますけれども、通常の在庫証明というのはコンピュータで打ち出されてるものでございまして、そして会社の方で関係しました者から聞き取りましたところによりまして、この点関連いたしまして出た在庫証明なるものは、このコンピュータの中に入っていないものであつて、手書きであつたという報告になっております。

なお、つけ加えて申しますと、その関係の写しというふうなものは残っていないという報告を受けております。

それから二点目の、元職員の三名から直接運輸省が聞くべきではないかという御趣旨の御質問でございまして、私も運輸省で調査を行つてゐるわけでございましてけれども、これは倉庫業法の二十七条に基づいての調査を行つております。これでは、当然のことでございますけれども、倉庫業者に対して報告をさせることができるということでございますので、現在退職をしております三人から直接事情聴取というのはこの範囲外であるかと考えております。

○小笠原貞子君 手書きであるということが空売りの在庫証明ということになれば、非常に問題は明らかになります。手書きでございますので、ぜひ手書きによつてゐるというその在庫証明についての御調査もいただきたいと思います。三人について立場上なかなか聞けないとおっしゃいますけれども、それじゃ、それはこういう問題について、農水省の方でも、水産庁の方でも事情聴取するということがぜひやつていただきたいと思うわけでございども、農水省として、市場関係の荷受けの調査にも、在庫証明があれば当然この手書きになつてゐるはずだと思ひます。そうすると、これも一つ大きな手がかりになると思うんです。それで、私たち調査いたしました、これは確認はしたんですけれども、昭和五十三年、五十四年にかけての大手荷受けなどについては、必ず在庫証明をつけているというふうに言われておりまして、これは

はつきりいたしました。そうすると、農水省としても、在庫証明というもののから、この手書きのものというもののから、ここはまた一つの突破口となつて調査できるのではないかと、調査していただきたいと思ひますけれども、いかでございませうか。

○政府委員(森実孝郎君) 検査に当たりましては、運輸省の御協力も得まして、判断資料の一つとしてその件も調べる必要があるのではなからうかと思つております。

○小笠原貞子君 それじゃ、ぜひそういうことで御調査いただきたいと思ひます。

時間がなくなりましたが、次に水産庁の検査体制、その水産庁としての責任問題についてお伺いしたいと思います。

道漁連として中期経営計画というものを策定をしております。そして、昭和五十年から五十年に第四次、そして、昭和五十年から五十年に第五次、第六次と次々と出されてゐるんですけれども、そのうち、ずっと調べてまいりましたら、第四次中期経営計画というのがあるわけです。このところについて、道漁連に段階的に商社機能の導入していくというふうに書かれてゐるわけなんです。商社機能を導入していくというふうなことが、この事件になつて考えられます。これは、この方針のもとに道漁連は商社機能を拡充してゐて、そして員外取引は急増したと。そういう中で西村課長が空売りに走らされたというふうな、こういうことに結果的にはなつてしまつたという点から見て、この商社機能を強化するという問題がどうだったのかという点です。

それからもう一つ、外国に対する投資というものが事実上は外に向かつて行われてゐるわけなんです。四十八年以降、たとえば四十九年、韓国、北朝鮮に対して道漁連は一億円出資しております。それから四十九年に組織を改組いたしました東京営業本が設置されたわけです。このようにみまうから商社機能の担いながら実際やつてきたという道漁連のあり方、これについて、いままでいろいろと監査

をなすつた中でどういふふうになつてゐたか。

時間がないので続けて申し上げますけれども、四十七年以降常例検査の主要な指摘事項というのを示していただきました。これを見せたいと、だまされたいけれども、道漁連が商社化してゐるという、非常に大きな問題になりますね、これは。こういう問題については何ら触れられておりません。

北光という道漁連一〇〇%資本の子会社が出ております。これは商社機能の最たるものだと思ひ見ておりますけれども、歴代営業本部長が社長兼任、道漁連幹部も役員で送り込まれてゐると。そして今度の空売りに大きな役目を果たしてゐるというところから考えまして、この商社機能へずつと進んでいつたところから、私は水産庁としてどういふふうに見てこられたかという問題が大きな問題だと思ひます。

それから、先ほど言ひました韓国につくられた北光というところですね。この北光という会社は一億円出資してあります。この問題も非常に私は理解に苦しみます。たとえば北光というのは、鉦路、北文、三菱商事の出資会社。フィッシュプロック——スケソウの冷凍の肉です——この生産ですけれども、一方で鉦路の北市、これは御承知のとおり道漁連五五%出資の会社ですが、同じものをつくつてゐるわけです。この北光という会社が韓国でスケソウの原魚を買い付けしてゐるわけなんです。その韓国でスケソウを買い付けしてゐるというそのスケソウは一体どこから来たのかというところ、これは北海道近海でいま漁民が非常に苦しんでおります。水産庁長官にも私何回も質問もいたしましたし、御努力もいただいております。韓国漁船で非常に苦しめられてゐる、この北海道へ韓国漁船が行つてスケソウをとつて、そして韓国へ韓国という会社に売つてゐるということから考えますと、これはもう沿岸漁民が聞いたら私は本當にすごく腹立たしいことと思ひますね。

こういう外国への一億の出資をしてきております

ね。

こういう問題から考えまして、国内で商社化するんだという方針を出し、そして実際商社化に走り、そして外国へもこういうふうな資本を出して漁民の利益を全く損うというふうな結果を招いてきてゐると、こういう点を考えて、この監査、検査の中でこれをいまだ一つも指摘されてこなかったのは一体何だという一つの責任としての問題をお伺ひしたい。

そして責任云々ではなくて、現実こういう事態が明らかになつたときに、これはどういふふうな反省して対処されるのかという点が二つ目の問題です。

そして最後に、私は時間がないから最後にまとめて言ひますけれども、私たちもこれ何とかな再建したいです。その再建するためにこそ真相を明らかにしなければ、形だけの再建では後必ず次々と問題が出てきます。だから、本當の再建を私は願ひゆえにこそ、きつちとした姿勢で真剣に取り組んでいただきたい。そしてこの再建に関しては、漁民の皆さんがかずのこも入れて二百億からの欠損をわれわれにかぶせる気かと。また、働く人たちは、一体自分の職場がどうなるんだらうと、やりきれない気持ちで怒りと一緒にいまもうこれを非常に注目してゐるわけです。そういう意味において、はつきりした真相解明をやつていただく中で本當の再建ができるという姿勢をとっていただきたいと思ひます。

きょうは時間ありません。もうほんのとは口だけになりました。あと、いろいろと政治がらみの問題とか、たくさん材料がそろいまして、いま次々とやつていきたいと思ひますけれども、いまのところは、どうか真剣な取り組みで真相究明というところについてきつちとやつていただきたいということを切に希望して、質問を終わります。

○政府委員(今村重夫君) 道漁連の第四次の中期経営計画の中に御指摘のような表現があり、その後、北海道漁連といたしましては商社機能の導入してそういう活動方向に走り、それが結果

として今回のような事件を引き起こすということになりまして、まことに遺憾に存じておるわけでございます。私たちがしましては、北海道の漁連が本場に漁民のためあるいは海運のための連合会であると言われるような、そういう観点から今後の北海道漁連のあり方というものを考えていきたいと思っております。

そういう観点からいたしまして、いま御指摘のありました北菱その他の外国への出資につきましても、それが適当であるかどうか、また、必要性があるのかどうか、そういう問題について全部一々洗ひまして、その過程で適切な処理をするようにいたしたいと思っております。

再建につきまして、あやふやなままに再建をしたら禍根をまた残すではないかという御指摘はまことにごもっともであると存じます。したがいまして、私たちがしましては、全体につきましてその内容を解明すると同時に、先ほど申し上げましたような、本場の漁の熱意を受けてその要望を満たせるような連合会にしていくような努力を続けていきたいと思っております。

○委員長(青井政美君) 本件に関する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十八分散会

二月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

附則第十條の二の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年における年金給付の額の改定措置)

第十條の二の二 昭和五十四年度の總理府におい

第八部 農林水産委員会會議録第三号 昭和五十五年三月七日【參議院】

て作成する年度平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が昭和五十三年度の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合において、年金給付の額については、その上昇した比率を基準として、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)により国民年金法による老齢年金(老齢福祉年金を除く。)の額が改定される月分以後、政令で定めるところにより改定する。

2 前項の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五十六号)附則第三條第三項中「附則第十條の二」とあるのは「附則第十條の二の二第一項」と、昭和五十五年一月一」とあるのは「昭和五十六年一月一」とする。附則第十一條第一項中「十年をこえない」と「二十年を超えない」と、「行なう」を「行ひ」に改め、同項第一号中「第四十二條第一項第二号ロに掲げる者」を「その者の直系卑属その他政令で定める者」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一條第一項第一号の改正規定は、昭和五十五年五月十六日から施行する。
2 改正後の附則第十一條第一項第一号の規定は、昭和五十五年五月十六日以後に経営移譲をした者について適用し、同日前に経営移譲をした者については、なお従前の例による。

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、協同農業普及制度の縮小反対に関する請願(第五二七号)

一、過剰米の解消に関する請願(第五二八号)

一、蚕糸業の振興に関する請願(第五二九号)

一、農業基本政策の確立等に関する請願(第五三〇号)

一、果樹共済制度の改正に関する請願(第五三一〇号)(第五三二号)

一、畜産農家の経営安定に関する請願(第五三三三号)(第五三四号)

一、水田利用再編対策に関する請願(第五三五五号)

一、肉豚価格対策に関する請願(第五五五五号)

一、協同農業普及制度の縮小反対に関する請願(第五五九三三号)

一、過剰米の解消に関する請願(第五九四四号)

一、農業基本政策の確立等に関する請願(第五九五五号)

一、水田利用再編対策に関する請願(第五九六六号)

第五二七号 昭和五十五年二月八日受理

協同農業普及制度の縮小反対に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野

県議会議長 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君

政府は、行政改革、補給金整理の一環として、協同農業普及制度の大幅な縮小を意図している。しかしながら、我が国農業経営の零細、かつ複雑な実情から個別指導を行う必要があり、また近年においては、在来の技術、知識面に限らず、稲作転換の円滑な実施、農山村環境の総合整備等新たな分野において普及員の果たす役割は極めて重要なものがある。よつて、この制度を縮小しないよう強く要請する。

第五二八号 昭和五十五年二月八日受理

過剰米の解消に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野

県議会議長 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君

過剰米を解消するため、次の措置を早急に講ぜられたい。

一、米を原料とする災害時における貯蔵食品等新加工食品の開発、普及を図るとともに備蓄制度を創設すること。

二、食糧不足国に対する援助を積極的に拡充すること。

こと。

理由

政府は、水田利用再編対策に基づく米の需給調整を図るため、減反政策を実施してきているが、依然として過剰米は減少せず、なお、七百余万トンを抱えており、この解消に抜本的対策を迫られている。一方、現在の内外情勢を見るとき、予期せざる事態や、不慮の大災害の発生が予想されるなかにあつて、国民の生命を守るため、米を原料とした貯蔵用加工食品を開発、普及することが急務であり、また、食糧不足に悩む多くの国々に米を援助することは、我が国との友好関係を一層強める施策にもなるものである。

第五二九号 昭和五十五年二月八日受理

蚕糸業の振興に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野

県議会議長 金井秀雅

紹介議員 夏目 忠雄君

蚕糸業の振興を図るため、次の措置を講ずるよう強く要請する。

一、絹織物、絹製品の輸入規制法を即時創設すること。

二、繭糸価格安定法に基づく生糸の中間安定買入限度数量のわくを拡大すること。

三、蚕業改良普及制度を維持強化すること。

四、日本蚕糸事業団を廃止しないこと。

理由

長野県の養蚕は、農業の基幹作物として農業経営に重要な地位を占めているが、今日の蚕糸業を取り巻く情勢は誠に厳しく、特に外国産繭糸等の輸入増加は、国内需給のバランスを乱し、その経営の健全な発展を妨げてきている。また、国は行政改革、補助金整理の一環として、養蚕業の根底を支える蚕業改良普及制度の大幅な縮小や、日本蚕糸事業団と繭糸安定事業団の統合計画を打ち出しており、養蚕農家及び蚕糸業界に多大の不安を与えている。

第五三〇号 昭和五十五年二月八日受理
農業基本政策の確立等に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君
一、農業の生産体制を整備し、農家の経営安定を図るため確固たる基本政策を確立すること。
二、国内食糧自給率を高め、農畜産物の輸入を計画的に削減すること。

理由
我が国の農業は、農畜産物の消費停滞、海外からの輸入圧力の増大、加えて水田利用再編対策の実施など、極めて厳しい事態に直面している。このような事態を打開するためには、国内農畜産物の自給度を上げ、収益性を高めることなどが急務である。

第五三一号 昭和五十五年二月八日受理
果樹共済制度の改正に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 金井秀雅

紹介議員 下条進一郎君
果樹共済制度の抜本的な見直しを図り、果樹農家に広く受け入れられ、その経営の安定に一層役立つものとするため、次の事項を早急に改善されたい。
一、損害評価に当たっては、「全相殺方式」を「半相殺方式」に改めること。
二、共済金支払割合三割を二割に改めること。

理由
果樹共済制度は、昭和四十八年に発足して以来、今日まで、果樹農家の経営安定に、少なからぬ役割を果たしてきている。しかしながら、本制度による損害評価条件及び給付条件が厳しいため、加入者が伸び悩み、果樹出済制度の維持は、困難な現状である。

第五三二号 昭和五十五年二月八日受理
果樹共済制度の改正に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第五三三号 昭和五十五年二月八日受理
畜産農家の経営安定に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 金井 秀雅

紹介議員 下条進一郎君
畜産農家の経営安定を図るため、次の措置を早急に講ずるよう強く要請する。
一、畜産物及び加工品の輸入に当たっては、国内産畜産物を圧迫しないよう配慮すること。
二、商社等企業の畜産への進出を抑制すること。
三、配合飼料価格安定対策事業の異常補てん交付金の発動基準を大幅に引き下げること。
四、指定食肉安定価格制度の基準価格の引上げ並びに対象品目に新たにブロイラー及び鶏卵を加えること。
五、加工原料乳生産者補給金制度の限度数量を拡大すること。
六、畜産振興事業団による豚肉の買入れを早急に実施するよう指導すること。

理由
長野県農業における畜産は、重要な基幹作物であり、水田利用再編対策においても転作の主要な作物である。しかしながら、最近の畜産経営は、外国産畜産物等の輸入増加をはじめとして、国内需要の伸び悩み、商社等企業の畜産への進出、飼料等生産諸資材の値上がりにより、極めて厳しい状況におかれている。

第五三四号 昭和五十五年二月八日受理
畜産農家の経営安定に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

水田利用再編対策に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会内 塚田佐

紹介議員 夏目 忠雄君
農家経営安定のため、次の事項を早急に実施するよう強く要請する。
一、転作促進対策特別事業に係る各種補助制度を拡充強化すること。
二、転作奨励補助金の増額、奨励金交付対象作物等の範囲拡大及び永年作物の奨励金交付年限を延長すること。
三、転作物物の流通・販売体制を確立するとともに、価格安定対策を強化すること。

理由
政府は、来年度の米の減反目標を、今年度に比べ三六・八パーセント増の五十三万五千ヘクタール以上に拡大することを決定した。しかし、この措置は、かつて政府が決めた三年間は減反面積を固定するという公約に違反するものであり、極めて遺憾である。この減反政策によつて、他作物に転換を余儀なくされる農家にとつては、転作物物の過剰や価格低迷等新たな困難が予測され、農家経営は、極めて深刻な事態に直面している。

第五六五号 昭和五十五年二月九日受理
肉豚価格対策に関する請願
請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一熊本県
議会議長 岩崎六郎

紹介議員 三浦 八水君
肉豚価格対策のため、次の事項について適切な対策を講ぜられたい。
一、畜産物の価格安定等に関する法律に基づく調整保管並びに畜産振興事業団による豚肉の買上げについては、自主調整保管の推移を見つつ適確に対応すること。
二、自主調整保管の拡大を行い、これの援助措置を講ずること。
三、輸入豚肉の抑制指導を行うこと。
四、需給の均衡を図るため、生産者による豚肉需

給調整対策に対する行政指導と必要な援助措置を行うこと。

五、消費拡大対策については、小売価格適正化の行政指導とともに消費宣伝の充実及び肉質向上対策を充実強化すること。
六、養豚農家の経営維持、安定を図るため緊急の融資制度を創設すること。
七、配合飼料が一月以降値上げされることとなるので農家負担を軽減するため配合飼料価格安定基金による補てんを効果的に行うこと。
八、恒久的な養豚対策について適切かつ実効ある対策を講ずること。

理由
我が国食肉需要の四十三パーセントを占める豚肉の安定的供給を確保し、併せて養豚経営農家の健全な発展を図ることは、我が国畜産政策にとつて重要かつ緊急の課題である。しかしながら、最近の養豚をめぐる内外の諸情勢は極めて厳しく、肉豚生産の著しい伸びに対して、国内消費の低迷、貿易自由化による輸入豚肉の増大等供給過剰に伴う価格の異常低落、更には一月以降、配合飼料価格については、大幅に値上げされることとなつて

いることから、養豚農家は困窮の状態にあり、大きな不安を抱えている状況にある。

第五九三三号 昭和五十五年二月十二日受理
協同農業普及制度の縮小反対に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議長 金井秀雅

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第五二七号と同じである。

第五九四号 昭和五十五年二月十二日受理
過剰米の解消に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
県議会議長 金井 秀雅

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第五二八号と同じである。

第五九五号 昭和五十五年二月十二日受理
農業基本政策の確立等に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野
県議会議長 金井秀雅

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第五三〇号と同じである。

第五九六号 昭和五十五年二月十二日受理
水田利用再編対策に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野
県議会議長 金井秀雅

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第五三五号と同じである。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五
号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「牛」を「牛又は馬」に、「馬又は
種豚」を「豚」に改め、「第八十四条第一項第三号
の肉豚に係るものにあつてはその三分の一」を削
る。

第十三条の三第一項中「第二百二十条の六第一項」
を「第八十五条第十一項」に、「収穫共済の共済事
故による種別」を「収穫共済の共済事故等による種
別」に改め、「収穫共済共済掛金率」の下に「（その
者の当該収穫共済の共済目的の種別等に係る共済
掛金率について同条第二項の規定の適用があるこ
ときは、当該収穫共済掛金率を基礎として省令
の定めるところにより算定される率）」を加え、同
条第二項中「第二百二十条の六第四項」を「第二十
条の六第九項に」、「第二百二十条の七第六項」を「第
百二十条の七第七項」に改める。
第八十四条第一項第二号中「獣害並びに」を「鳥

獣害並びに」に、「災害、病虫害」を「災害、火災、
病虫害」に改める。

第八十五条第十一項を次のように改める。

収穫共済の共済目的の種別（主務大臣が特定
の共済目的の種別につきその種別たる果樹の品
種又は栽培方法に応じて区分を定めたときは、
その共済目的の種別については、その定めたる区
分。以下収穫共済の共済目的の種別等という。）
ごとに、その地域内に住所を有する者が栽培す
る当該収穫共済の共済目的の種別等たる果樹に
係る果実の相当部分につき省令の定めるところ
によりその品質の程度を適正に確認することが
できる見込みがあるものとして第二百二十条の六
第二項の地域のうちから主務大臣が都道府県知
事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部
をその区域に含む農業共済組合と当該地域内に
住所を有する者（省令で定める者に限る。）との
間に成立する収穫共済の共済関係に係る収穫共
済（当該収穫共済の共済目的の種別等に係る収
穫共済に限る。）以外の収穫共済においては、前
条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共
済事故のうち果実の品質の低下を共済事故とし
ないものとする。

第九十九条第三項中「第二百二十条の六第一項」
を「第八十五条第十一項」に、「同項の」を「これら
の」に改める。

第六十六条第一項及び第二項中「第九十九条第六項」
を「第九十九条第五項」に改め、同条第六項中「組合
員等が省令の定めるところにより桑葉の生産事情
等を勘案して定めるその掃立てに係る蚕種の数
量」を「当該組合員等の当該蚕種共済の共済目的の
種別等に係る第九十九条第五項の規定により定めら
れる基準収量量の百分の八十」に改め、同条第七
項を次のように改める。

前項の単位当たり共済金額は、蚕種共済の共
済目的の種別等ごとに、当該蚕種共済の共済目
的の種別等に係る繭の単位当たり価格に相当す
る額を限度として主務大臣が定める二以上の金
額につき省令の定めるところにより組合等が定

款等で定める金額とする。

第九十九条第四項中「百分の三十」を「百分の二十」
に、「共済金額に、その減収量のその基準収量量
に対する割合に応じて省令で定める率を」単位当
たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当す
る数に改め、同条第六項中「及び第五十条の四
第一号」を削り、「並びに」を「及び」に、「単位当た
り基準収量量」を「基準収量量」に改め、同条第五
項を削る。

第二百二十条の二第一項中「行なつて」を「行つて」
に改め、「第二百二十条の六第一項の」を削り、「同
条第四項」を「第二百二十条の六第九項」に改める。
第二百二十条の三の二第二項に次のただし書を加
える。

ただし、組合等に第二百二十条の八第二項に規
定する収穫共済又は第五十条の七に規定する
収穫共済に付することを申し込む場合における
これらの収穫共済に係る共済目的の種別につい
ての収穫共済については、この限りでない。
第二百二十条の三の二第二項中「前項」を「前項本
文」に改める。

第二百二十条の四中「者は」の下に、「省令の定め
るところにより定款等で特別の定めをした場合を
除いては」を加える。

第二百二十条の六第一項中「共済目的の種別（主務
大臣が特定の共済目的の種別につきその種別たる
果樹の品種又は栽培方法に応じて区分を定めたこ
ときは、その共済目的の種別等については、その定め
たる区分。以下収穫共済の共済目的の種別等とい
う。）を」収穫共済の共済目的の種別等」と、
「その者の当該収穫共済の共済目的の種別等に係る基準
収量量」を「その者が当該収穫共済の共済目的の種
別等に係る果樹の栽培を行う樹園
地の当該収穫共済の共済目的の種別等に係る
標準収量量の合計に相当する数」を「得た金
額」に、「基準収量量」を「標準収量量」に、「こ
えない」を「超えない」に改め、同条第二項中「前
項」を「第一項及び第二項」に、「都道府県の区域」
を「主務大臣の定める地域」に改め、同条第三項を

次のように改める。

第一項及び第二項の標準収量量は、主務大臣
の定める準則に従い組合等が定めるものとす
る。この場合において、果実の減収及び品質の
低下を共済事故とする収穫共済に係る同項の標
準収量量については、当該収穫共済の共済関係
が組合等との間に成立する農業共済組合の組合
員又は果樹共済資格者が過去一定期間において
収穫した収穫共済の共済目的の種別等に係る果
実の品質の程度に応じて主務大臣の定める方法に
より一定の調整を加えて定めるものとする。
第二百二十条の六第六項中「及び第四項」を「第
二項及び第九項」に改め、同条第三項の次に次の
一項を加える。

主務大臣が特定の収穫共済の共済目的の種別
等につきその細区分を定めたときは、当該収穫
共済の共済目的の種別等については、第一項、第
二項、第六項及び前項の規定の適用について
は、第一項中「定款等の定めるところにより」と
あるのは「定款等の定めるところにより、当該
収穫共済の共済目的の種別等の細区分」とある
のと、「当該細区分」と、「数を乗じて得た金額」と
あるのは「数を乗じて得た金額の合計額」と、第
二項中「定款等の定めるところにより」とあるのは
「定款等の定めるところにより、当該収穫共
済の共済目的の種別等の細区分」と、
「その者の当該収穫共済の共済目的の種別等」とあ
るのは「その者の当該細区分」と、「数を乗じて
得た金額」とあるのは「数を乗じて得た金額の合
計額」と、第六項及び前項中「収穫共済の共済目
的の種別等」とあるのは「収穫共済の共済目的の
種別等の細区分」とする。
第二百二十条の六第一項の次に次の四項を加え
る。

収穫共済のうち、その収穫共済の共済目的の
種別等ごとに、その地域内に住所を有する者が
栽培する当該収穫共済の共済目的の種別等たる
果樹に係る果実の相当部分につき省令の定める

園地(の收穫量)とあるのは「三浦村園地」の「三浦村」が、
 区分に係る果実の收穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。の合計額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「合計が」とあるのは「合計額」とあるのは「基準收穫量の合計」とあるのは「基準收穫」と、

金額の合計額」と、「減収量の合計」とあるのは「減収金額の合計額」と、第二項中「減収量」とあるのは「減収金額」と、「掲げる数量」とあるのは「差し引いて得た金額」と、同項第一号中「当該組合員等の当該収獲共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量」とあるのは「当該収獲共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該組合員等の当該細区分に係る基準収獲量に相当する数乗じて得た金額の合計額」と、同項第二号中「第九十八条の二」とあるのは「当該収獲共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、第九十八条の二」と、「当該収獲共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」と、「数量」とあるのは「当該数量に相当する数乗じて得た金額の合計額」とする。

（以下收穫共済区分という。）」に改める。

第百五十条の六 収穫共済のうち、政令で指定す

組合等が定める金額とする。

五条第十一項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により果実の品質の低下を共済事故としない收穫共済とその他の收穫共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別をいう。以下同じ。）とあるのは「特定收穫共済の共済目的の種類の種類」と、同条第二項中「共済目的の種類」とあるのは「特定收穫共済の共済目的の種類」と、当該共済目的の種類に属する收穫共済の共済目的の種類等」とあり、及び「当該收穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該特定收穫共済の共済目的の種類」と、同条第三項中「收穫一次共済掛金標準率（第八十五条第十一項の区分が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の收穫二次共済掛金標準率）」とあるのは「收穫一次共済掛金標準率」と、同項及び同条第四項中「收穫共済の共済目的の種類等」と及び收穫共済の共済事故等による種類の種類」とあるのは「特定收穫共済の共済目的の種類」と、同条第五項中「共済目的の種類」と、收穫共済の共済事故等による種類の種類」とあるのは「共済目的の種類」と、第二百二十条の七の二及び第二百二十条の九第一号中「收穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「特定收穫共済の共済目的の種類」と、第二百二十条の十中「又は品質」とあるのは「品質又は価格」と、第三百三十七條第四号イ中「相当する金額」とあるのは相当する金額（その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあつては、その主務大臣の定める金額）とする。

2 この法律の施行前に開始し、この法律の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する共済掛金の國庫負担については、なお従前の例による。

（果樹共済に関する経過措置）

3 改正後の第十三条の三、第八十五条第十一項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第九十九条第三項、第二百二十条の二第一項、第二百二十条の三の二、第二百二十条の四、第二百二十条の六から第二百二十条の八まで、第二百二十三條第一項第二号、第二百二十四條第四項、第二百二十五條第一項第二号、第三百三十四條第三項、第三百三十五條第四号、第三百三十六條第四項から第六項まで並びに第三百三十七條第四号の規定は、この法律の施行の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお改正前の第十三条の三、第八十五条第十一項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第九十九条第三項、第二百二十条の二第一項、第二百二十条の三の二、第二百二十条の四の三の二、第二百二十条の四、第二百二十条の六から第二百二十条の八まで、第二百二十三條第一項第三号、第二百二十四條第二項、第二百二十五條第一項第三号、第二百三十四條第三項、第二百三十五條第一項第四号、第三百三十四條第四項並びに第三百三十七條第四項の規定の例による。

4 改正後の第八十四条第一項第二号（第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第六百六条第六項及び第七項並びに第九百九条第四項及び第五項の規定は、昭和五十六年度の蚕繭から適用するものとし、昭和五十五年以前の年度の蚕繭については、なお改正前の第八十四条第一項第二号（第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第六百六条第六項及び第七項並びに第九百九条第四項から第六項までの規定の例による。

（蚕繭共済に関する経過措置）

5 改正後の第二百二十条の七第三項の收穫一次共済掛金標準率及び同条第八項の樹体一次共済掛金標準率の昭和五十六年における設定の後最初に行う一般の改定は、同条第十二項の規定にかかわらず、昭和五十八年において行うものとする。

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆）

一、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆）

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」を「農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律」に改め、「昭和五十三年三月三十一日まで」の下に「及び農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三十一号）の施行の日から昭和五十七年三月三十一日まで」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項から第五項までの規定は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年改正法」という。）の施行の日から、附則第七項の規定は地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）の施行の日から施行する。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

2 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年

法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「経過措置」を「経過措置等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 青色申告書を提出する農業協同組合（清算中のものを除く。）で農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第 号）の施行の日から昭和五十七年三月三十一日までの間に農業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律の施行の日以後に当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所得税法第二十五条第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、新法第九条の規定の例による。

附則第十八条の見出し中「経過措置」を「経過措置等」に改め、同条に次の二項を加える。

6 青色申告書を提出する農業協同組合（清算中のものを除く。）が農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律の施行の日から昭和五十七年三月三十一日までの間に農業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合における法人税については、昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第六十六条及び第六十六条の二の規定の例による。

7 前項の規定の適用がある場合における昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第六十一条及び第六十三条の規定の適用については、同法第六十一条第一項中「第六十六条第一項第一号（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。第六十三條第一項第四号において「昭和五十三年改正法」と

いう。附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。」と、同法第六十三条第一項第四号中「第六十六条第一項」とあるのは「第六十六条第一項（昭和五十三年改正法附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」とする。附則第二十三条の見出し中「経過措置」を「経過措置等」に改め、同条に次の一項を加える。

15 農業協同組合が農業協同組合併助成法の一部を改正する法律の施行の日から昭和五十七年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、農業協同組合併助成法の一部を改正する法律の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合における当該合併後存続する農業協同組合又は当該合併により設立した農業協同組合が当該合併により取得する不動産の権利の移転の登記に係る登記免許税については、新法第八十一条の第二一項の規定の例による。

3 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項中「新法」を「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第三号。以下「昭和五十五年改正法」という。）による改正前の租税特別措置法（以下「昭和五十五年旧法」という。）に改める。

附則第十八条第七項中「昭和五十四年改正法」を「昭和五十五年改正法」に、「第六十六条第一項第一号（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第十一号。第六十三条第一項第四号において「昭和五十五年改正法」という。）附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」と、同法第六十三条第一項第四号中「第六十六条第一項」とあるのは「第六十六

「第六十六條第一項（昭和五十三年改正法附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を「超える事業年度」とあるのは「超える事業年度（当該法人が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。第六十三条第一項第四号において「昭和五十五年改正法」という。）附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」と、同法第六十三条第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六

「第六十六條第一項（昭和五十三年改正法附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を「超える事業年度」とあるのは「超える事業年度（当該法人が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。第六十三条第一項第四号において「昭和五十五年改正法」という。）附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」と、同法第六十三条第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六

「第六十六條第一項（昭和五十三年改正法附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を「超える事業年度」とあるのは「超える事業年度（当該法人が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。第六十三条第一項第四号において「昭和五十五年改正法」という。）附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」と、同法第六十三条第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六

「第六十六條第一項（昭和五十三年改正法附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を「超える事業年度」とあるのは「超える事業年度（当該法人が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。第六十三条第一項第四号において「昭和五十五年改正法」という。）附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」と、同法第六十三条第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六

「第六十六條第一項（昭和五十三年改正法附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を「超える事業年度」とあるのは「超える事業年度（当該法人が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。第六十三条第一項第四号において「昭和五十五年改正法」という。）附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」と、同法第六十三条第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六

及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第二十三条第十五項の規定は、昭和五十五年改正法の施行の日以後に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、農業協同組合併助成法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第十一号。第六十三条第一項第四号において「昭和五十五年改正法」という。）附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」と、同法第六十三条第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六

「第六十六條第一項（昭和五十三年改正法附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を「超える事業年度」とあるのは「超える事業年度（当該法人が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。第六十三条第一項第四号において「昭和五十五年改正法」という。）附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」と、同法第六十三条第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六

「第六十六條第一項（昭和五十三年改正法附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を「超える事業年度」とあるのは「超える事業年度（当該法人が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。第六十三条第一項第四号において「昭和五十五年改正法」という。）附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」と、同法第六十三条第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六

「第六十六條第一項（昭和五十三年改正法附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」を「超える事業年度」とあるのは「超える事業年度（当該法人が租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。第六十三条第一項第四号において「昭和五十五年改正法」という。）附則第十八条第六項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）」と、同法第六十三条第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案
漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案
漁業協同組合併助成法（昭和四十二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。
附則第四項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。
附則第七項中「昭和五十六年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。
附則に次の二項を加える。

8 組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十二年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に合併した場合におけるその合併に依る合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和六十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合には、附則第四項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは「その合併に係る合併後の組合（その組合が、附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和六十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合においては、その合併に係る合併後の組合）」とする。

9 組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十二年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和五十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和六十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合においては、附則第四項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは「その合併に係る合併後の組合（その組合が、附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和六十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合においては、その合併に係る合併後の組合）」とする。

本案施行に要する経費
本案の施行に伴い、農業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりで平年度約五百万円と見込まれる。

は、「その合併に係る合併後の組合員その組合が附則第三項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十六年三月三十一日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和六十一年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合」とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

2 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第三項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

附則第十八條第四項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

附則第二十三條第十三項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改める。

「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、」千分の一」とあるのは「千分の一(当該漁業協同組合が、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)の施行の日以後に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、当該認定を受けて合併した場合には、千分の一)とする」に改める。

とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、」千分の一」とあるのは「千分の一(当該漁業協同組合が、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)の施行の日以後に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、当該認定を受けて合併した場合には、千分の一)とする」に改める。

本案施行に要する経費

本案の施行に伴い、漁業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減免額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績をもとに推計すると一合併組合当たりで平年度約百万円と見込まれる。

第二号中正誤

ベシ	段	行	誤	正
三	二	六	終わりから 実施するとに	実施することに